

令和 7 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定 例 会 会 議 録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

令和 7 年第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程（2月21日）	5
開会宣告	7
諸般の報告	7
日程第1 議席の指定について	8
日程第2 会議録署名議員の指名について	8
日程第3 会期の決定について	8
広域連合長の挨拶	9
日程第4 議案第1号から議案第18号までの上程及び提案理由説明	10
日程第5 上程議案等に対する質疑について	
〔議案第1号から議案第18号まで〕	13
日程第6 一般質問	16
日程第7 上程議案等に対する討論及び表決について	
〔議案第1号から議案第18号まで〕	21
日程第8 議員提出議案第1号の上程、提案理由説明、上程議案に対する質疑、 討論及び表決について	27
日程第9 閉会中所管事務調査について	30
閉会宣告	30
会議録署名	31
参考資料 議案等審議結果一覧表	32
議案等質疑通告一覧表	34
上程議案等	37



令和 7 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録





茨城県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和7年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和7年2月3日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

記

- 1 日 時 令和7年2月21日 午後2時
- 2 場 所 水戸市中央1丁目4番1号
水戸市役所7階 全員協議会室

以 上

議 員 出 席 表

令和 7 年第 1 回定例会

議席 番号	議員の氏名	第 1 日	議席 番号	議員の氏名	第 1 日
		2 月 21 日			2 月 21 日
1	大 津 亮 一	○	23	田 中 隆 徳	／
2	飛 田 謙 一	○	24	風 見 好 文	／
3	矢 口 勝 雄	○	25	根 本 光 治	／
4	渡 邊 澄 夫	○	26	櫻 井 健 一	○
5	関 口 忠 男	○	27	市 村 香	○
6	稲 葉 里 子	／	28	遠 藤 富美子	○
7	油 原 信 義	○	29	宮 内 守	○
8	廣 瀬 榮	○	30	高 野 衛	○
9	中 村 博 美	○	31	守 谷 智 明	○
10	小 室 信 隆	○	32	長 島 幸 男	○
11	藤 橋 隼	○	33	石 川 祐 一	○
12	熊 田 栄	○	34	菊 地 昇 悦	○
13	田 村 幸 子	○	35	猿 田 正 純	○
14	久保田 真 澄	○	36	寺 門 定 範	○
15	遠 藤 憲 子	○	37	大 森 勝 夫	○
16	黒 田 健 祐	○	38	林 昌 子	○
17	雨 澤 正	○	39	野 口 雅 弘	○
18	小 池 みよ子	○	40	山 本 豊	／
19	平 田 健 三	／	41	安 田 忠 司	○
20	寺 田 文 彦	／	42	植 竹 美智雄	／
21	吉 川 美 保	○	43	青 木 輝 明	○
22	寺 門 厚	○	44	新 井 邦 弘	○

説 明 員 出 席 者（地方自治法第121条第1項）

広 域 連 合 長	松 丸 修 久（守谷市長）
副 広 域 連 合 長	中 島 栄（美浦村長）
代 表 監 査 委 員	磯 崎 和 廣
事 務 局 長	井 上 鏡 子
事務局次長兼会計管理者	沼 田 正 朋
事 務 局 次 長	小 林 敦 明
総 務 課 長	介 川 忠 明
事 業 課 長	佐 谷 克 博
給 付 課 長	飯 島 良 弘

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

議 会 事 務 局 長	塚 本 健 二
書 記	鈴 木 崇 弘

提 出 議 案 一 覧

- 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について
- 議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例について
- 議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 8 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の事務委託に関する規約の一部改正について
- 議案第10号 令和 7 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第11号 令和 7 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第13号 令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第14号 訴えの提起
- 議案第15号 訴えの提起
- 議案第16号 訴えの提起
- 議案第17号 訴えの提起
- 議案第18号 包括外部監査契約の締結について
- 議員提出議案第 1 号 高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの撤回を求める意見書について

令和 7 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

令和 7 年 2 月 21 日（金）

午後 2 時開議

- 開会宣告
- 諸般の報告
- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 広域連合長の挨拶
- 日程第 4 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例について
- 議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例について
- 議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 8 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等の事務委託に関する規約の一部改正

について

議案第10号 令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第11号 令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算

議案第12号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予
算（第2号）

議案第13号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第2号）

議案第14号 訴えの提起

議案第15号 訴えの提起

議案第16号 訴えの提起

議案第17号 訴えの提起

議案第18号 包括外部監査契約の締結について

日程第5 上程議案等に対する質疑

【議案第1号から議案第18号まで】

日程第6 一般質問

日程第7 上程議案等に対する討論及び表決について

【議案第1号から議案第18号まで】

日程第8 議員提出議案第1号 高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの
撤回を求める意見書について

【質疑、討論及び採決】

日程第9 閉会中所管事務調査について

閉会宣告



議 事 日 程

2 月 2 1 日



午後 2 時 0 0 分

開会宣告

○議長（大津亮一君） それでは、御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は35名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回茨城県後期高齢者医療広域
連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（大津亮一君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでありますので、
御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため、本定例会の会議に出席
を求めた者の職、氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありま
すので、御了承願います。

次に、議員の異動について御報告申し上げます。

笠間市議会選出の田村泰之議員から、一身上の都合により辞職したい旨の願いが出
されたため、議長においてこれを許可いたしました。

つくば市議会選出の五頭泰誠議員が、選出元の市町村において任期満了となりました。

筑西市議会選出の稲川新二議員が、筑西市議会議員を辞職したため、失職となりま
した。

これにより、各選出元の市町村において広域連合議会議員の補欠選挙が執り行われ、
令和6年12月13日に笠間市議会の田村幸子議員、同月26日につくば市議会の黒田健祐
議員、令和7年1月30日に筑西市議会の田中隆徳議員が当選されましたことを御報告
いたします。

それでは、当選されました方々から御挨拶をいただきます。

初めに、田村幸子議員から御挨拶を願います。

○13番（田村幸子君） 笠間市議会選出から参りました田村幸子です。どうぞよろし
くお願い申し上げます。（拍手）

○議長（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、黒田健祐議員から御挨拶をお願いします。

○16番（黒田健祐君） つくば市議会選出の黒田健祐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（大津亮一君） ありがとうございます。

なお、田中隆徳議員は、本日欠席となっております。

御報告申し上げます。

14時1分、27番市村議員が出席をいたしましたので、御報告を申し上げます。

日程第1 議席の指定について

○議長（大津亮一君） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。よろしくお願い申し上げます。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（大津亮一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、41番安田忠司議員、43番青木輝明議員、以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（大津亮一君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

また、本日の議事日程について一部変更があり、議員提出議案第1号を追加したいと思います。

本議案については、本日開催した議会運営委員会において議決されていることを御報告いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、議員提

出議案第1号を追加の議案とすることを決しました。

ここで、事務局より当該議案について議案書及び議案追加後の議事日程をお配りしますので、暫時休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時6分再開

○議長（大津亮一君） それでは、会議を再開いたします。

広域連合長の挨拶

○議長（大津亮一君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長松丸修久君。

〔広域連合長松丸修久君登壇〕

○広域連合長（松丸修久君） 令和7年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

さて、当広域連合は、発足から18年目を迎え、被保険者の数は46万人を超え、今年度の一般会計、特別会計を合わせた予算も約3,950億円という規模で運営をしているところでございます。

そして今年は、全ての団塊の世代が後期高齢者に移行することから、被保険者の数は50万人を超えると推計をされており、今回の議案にも関連しますが、令和7年度の予算案は、一般会計、特別会計を合わせると4,000億円を上回る規模となっております。

一方で、国の医療保険制度においても転換期を迎えており、皆様御存じのとおり、マイナンバーカードと健康保険証との一体化をはじめ、出産育児一時金や子ども・子育て支援金制度に係る費用負担の増、そして昨年末の令和7年度予算の大臣折衝では、高額療養費の自己負担限度額を見直すことで合意し、その内容を踏まえた予算案が現在、国会において審議をされているところでもございます。

年齢にかかわらず、負担能力に応じて公平に支え合う全世代型社会保障を実現するためのことですので、今後の議論を注視してまいりたいと思います。

このような中、当広域連合といたしましても、国や市町村の皆様と連携を取りながら、安定的な制度運営を図るとともに、被保険者の御理解、御協力を得られるよう、丁寧な対応や周知、広報を行い、全ての被保険者が引き続き安心して必要な医療を受

けることができるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

さて、本日は、令和7年度当初予算、令和6年度補正予算などの案件のほか、関連条例の制定及び改正、包括外部監査に係る契約締結などについて御審議をいただくことになっておりますが、それぞれの自治体で培われた皆様の知見をお借りしながら、実りある定例会としたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げ、私からの御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大津亮一君） ありがとうございます。

日程第4	議案第1号	茨城県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について
	議案第2号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例について
	議案第3号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について
	議案第4号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第5号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第6号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第7号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関連条例の整理に関する条例について
	議案第8号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第9号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の事務委託に関する規約の一部改正について
	議案第10号	令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
	議案第11号	令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
	議案第12号	令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計

補正予算（第２号）

議案第13号	令和６年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
議案第14号	訴えの提起
議案第15号	訴えの提起
議案第16号	訴えの提起
議案第17号	訴えの提起
議案第18号	包括外部監査契約の締結について

○議長（大津亮一君） 次に、日程第４、議案第１号から議案第18号まで、以上18件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なし認めます。よって、議案第１号から議案第18号まで、以上18件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの18件について、提出者に提案理由の説明を求めます。

広域連合長松丸修久君。

〔広域連合長松丸修久君登壇〕

○広域連合長（松丸修久君） それでは、議案第１号から議案第18号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第１号 茨城県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例につきましては、専門的な知識・経験を有する者を任期付職員として採用し、当該専門的な知識・経験が必要とされる業務に従事させ、制度の安定的な運営を図ることを目的に、当該条例を制定するものでございます。

議案第２号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例につきましては、当広域連合が採用する予定の職員の給与に関する事項を定めることを目的に、当該条例を制定するものでございます。

議案第３号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、円滑な制度運営及び行政サービスの維持を図るため、追加の職員が必要な場合に迅速に配置できるよう、現在の定数32人を定数35人に改正するものであります。

議案第４号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児・介護休業法の一部を改正する法律の公布に伴い、子の看護休暇に対応するとともに、一般職の任期付職員の採用に伴い、特

別休暇等を追加するために改正するものでございます。

議案第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第4号と同じく、育児・介護休業法の一部を改正する法律の公布に伴い、関連条文の整理をするため改正するものでございます。

議案第6号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、旅費の計算等に係る規定の見直し及び旅費の支給手続の簡略化等に対応するために改正するものでございます。

議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、刑法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、関連する条例を一括し、整理条例として改正するものでございます。

議案第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う令和7年度の保険料の減額及び厚労省通知に基づく保険料の徴収猶予の延長に対応するために改正を行うものでございます。

議案第9号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の事務委託に関する規約の一部改正につきましては、茨城県市町村総合事務組合に対し、一般職の任期付職員及び会計年度任用職員に係る退職手当の支給に関する事務を委託するため、当該規約に同文言を追加するとともに、規約の名称についても、茨城県後期高齢者医療広域連合の事務委託に関する規約に改正するものでございます。

議案第10号 令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,561万6,000円と定めるものであり、前年度当初予算と比較して、7.6%、9,318万6,000円の増額となります。

議案第11号 令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,993億5,039万6,000円と定めるものであり、前年度当初予算と比較して、1.2%、48億7,168万9,000円の増額となります。

議案第12号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,243万7,000円を削減し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,010万4,000円とするものでございます。

議案第13号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ56億4,259万3,000円を削減し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,981億9,347万2,000円とするものでございます。

議案第14号から議案第17号までの訴えの提起につきましては、広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき損害賠償金を相手方に求償しましたが、定められた期日までに支払いがないため、訴えにより、その支払いを求めるものでございます。

議案第18号 包括外部監査契約の締結につきましては、今年度と同様に、事務処理体制の向上や正確性、信頼性を確保することを目的に、外部の専門的な知識を有する第三者による監査を受けるために契約を締結するものでございます。

以上、提案の理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大津亮一君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

日程第5 上程議案等に対する質疑

○議長（大津亮一君） 次に、日程第5、議案第1号から議案第18号まで、以上18件の上程議案等に対する質疑を行います。

なお、議会会議規則第55条第3項に、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができないと規定しております。限られた時間の中で円滑に審議を行うため、規則に沿った議事進行をしてまいりますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、質疑の通告がありますので、これを許します。

34番菊地昇悦君。

〔34番菊地昇悦君登壇〕

○34番（菊地昇悦君） 34番、大洗町の菊地です。

議案第1号、ただいま条例提案に至った経緯が説明されました。大変文章においても目を引くものとなっております。それは、任期付職員を採用することで制度の安定化を図ることが可能になるというものであります。どのような人物なのか、興味関心を引く内容でありまして、質疑を行うものであります。

示された内容について具体的に伺います。

まず一つは、条例案を上程した経緯の中で、高齢者人口が増えることから、後期高齢者医療制度を取り巻く環境の変化に対応するためとなっておりますが、どのような環境変化を見通しているのか伺いたい。

2点目は、その変化に対応するため、専門的知識、経験を有する者を採用すると説明されていますが、どのような専門的知識なのか伺います。

三つ目は、採用に当たっては、どのような在り方になるのか。

以上、この3点をまず伺います。

○**議長**（大津亮一君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

総務課長 介川忠明君。

〔総務課長 介川忠明君登壇〕

○**総務課長**（介川忠明君） 菊地議員の議案第1号の議案質疑にお答えいたします。

後期高齢者を取り巻く環境の変化とは何かについてでございますが、令和4年版高齢社会白書にもありますが、75歳以上の後期高齢者人口が、2025年には2,180万人、65歳から74歳の前期高齢者人口が1,497万人に達すると予測されております。

このように、後期高齢者の人口増加に伴う医療費の増加、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、出産育児一時金や子ども・子育て支援金制度に関わる費用負担の増などがございます。

次に、専門的知識を有する者とはとの御質問でございますが、後期高齢者医療制度における医療給付事務に関する知識を有している者を想定しているところでございます。

次に、専門的知識、経験を有する者の採用方法につきましては、選考により採用していきたいと考えております。

○**議長**（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

34番 菊地昇悦君。

〔34番 菊地昇悦君登壇〕

○**34番**（菊地昇悦君） 今、説明をいただきました。これからの後期高齢者の状況がどのように変化するかという、そういう説明がありましたが、制度の安定運営を図ることが可能になる、このような話ですが、制度の安定とは、どのようなことを指しているのか伺います。

現在、その任務に対応できる体制が不十分な状況にあるのか、この連合会の中にはそういう状況にはないのか伺います。

二つ目は、制度の安定を図るため採用する重要な役割が求められている中で、任期付となっております。なぜ任期付なのか。正職員として任期の定めのない条件の中で能力を十分に発揮してもらおうという在り方は検討されなかったのか伺いたい。

つまり、現在の職員の中で、その立場で任務を遂行することはできないと判断されたのかどうか伺います。

最後に、有能な職員を加えるというのですが、その人数はどれほど見込んでいるのか。

そして最後に、条例の施行によって予測される影響及び効果、これが示されていますが、分かりやすい説明をお願いいたします。数字として表せるものがあるならば、併せて説明を求めたいと思います。

以上です。

○議長（大津亮一君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

総務課長 介川忠明君。

〔総務課長 介川忠明君登壇〕

○総務課長（介川忠明君） 菊地議員の御質問にお答えさせていただきます。

制度の安定運営のために必要なことということでございますが、これまでと同様に安定するためということで、安定運営できるようにということで考えております。

また、任期付職員とする理由についてはということでございますが、令和7年度は団塊の世代が全て後期高齢者となり、県内の被保険者数も50万人を超え、当面の間、業務量の増加が予想されることから任期付職員を採用するものでございます。

専門的知識が必要とされる業務は、被保険者が増加することにより業務量の増加が想定される医療給付に関する業務を想定しているところでございます。

採用する職員については、主に即戦力を期待しており、具体的にレセプトの点検審査、第三者行為の求償事務などに当たっていただく予定でございます。

採用予定の人数ということでございますが、選考結果により、若干名の採用を予定しております。

条例の施行によって予想される影響と効果についてでございますが、医療給付に関する専門的知識を有する者を任期付職員として採用し業務に従事させることで、レセプトの点検審査、第三者行為の求償事務の円滑な事務処理につながると考えております。

以上でございます。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

○34番（菊地昇悦君） ありません。

○議長（大津亮一君） それでは、続いて30番高野衛君。

〔30番高野衛君登壇〕

○30番（高野衛君） 議員番号30番高野衛です。

議案第13号につきまして、質疑を行います。

議案第13号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補

正予算についてであります。

1点目は、出産育児支援金に伴って、歳入、支払基金交付金、歳出においては科目を新設し、支払基金拠出金が同額の3億970万2,000円の増額となった理由と、その経緯についてお伺いいたします。

2点目は、出産育児支援金3億970万2,000円は、国の法改定により子育て支援のため後期高齢者医療保険への負担が課せられましたが、後期高齢者1人当たり年間の負担額についてお伺いいたします。

以上です。

○**議長**（大津亮一君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

総務課長 介川忠明君。

〔総務課長 介川忠明君 登壇〕

○**総務課長**（介川忠明君） 高野議員の議案第13号の議案質疑にお答えいたします。

今回の補正予算で、出産育児支援金に伴い、歳入の支払基金交付金及び歳出の支払基金拠出金が同額で3億970万2,000円増額となった理由と経緯についてでございますが、当初予算において、この出産育児支援金の歳出は、後期高齢者交付金との相殺処理をすると国から通知されたことから、特段歳出科目を設定しておりませんでした。

しかしながら、令和6年10月に厚生労働省が各広域連合に示した資料の中に、出産育児支援金の取扱いが記載されていたことから、今回の補正予算において歳出科目を新たに設定し、歳入を既存の後期高齢者交付金の科目に計上したものでございます。

以上でございます。

○**議長**（大津亮一君） 事業課長 佐谷克博君。

〔事業課長 佐谷克博君 登壇〕

○**事業課長**（佐谷克博君） 高野議員の議案質疑の2点目、出産育児支援金3億970万2,000円の後期高齢者1人当たりの年間負担額についてお答えいたします。

令和6年度の出産育児支援金につきましては、令和6年4月30日付で3億970万1,798円の決定がされており、支援金算定時の被保険者数44万2,451人で割り返しますと、1人当たり年間約700円となっております。

○**議長**（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

○**30番**（高野衛君） ありません。

日程第6 一般質問

○**議長**（大津亮一君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

なお、一般質問に係る発言時間は、執行部の答弁時間を含めて30分以内としていることをあらかじめ申し上げます。

それでは、一般質問の通告がありますので、これを許します。

15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 15番の牛久市議会選出の遠藤憲子でございます。

通告しております一般質問を行います。

今回は、2項目について質問をいたします。

初めに、県財政安定化基金についてです。

御存じのように、令和7年度後期高齢者医療特別会計予算では予算計上をしておりません。これは広域連合から茨城県に積み立てるもので、茨城県では積立額が限度額に達したために拠出はしなくてもよい、このように聞いております。

そこでお尋ねをいたします。

県財政安定化基金とは、どのような目的で積み立てられていたのか、また、今回予算計上しなかった理由についてです。

2点目には、確認のためにお尋ねをいたしますが、以前に県財政安定化基金の取崩しがございました。そのときの理由は何なのか、お尋ねをいたします。

そして3点目には、令和6年度から出産育児支援金約3億970万円の拠出が後期高齢者医療にも課せられました。年金収入がほとんどの被保険者の所得階層を見ても、皆さんに資料請求でお渡ししていると思いますが、200万円以下が約83%と圧倒的に多い状況であります。

このような中で、出産育児支援金の拠出は、県の財政安定化基金を活用してはどうか、このことを考えるものです。広域連合の考えをお尋ねをいたします。

そして、4点目には、県の財政安定化基金の取り崩す基準についてであります。どのような基準になっているのか伺いたいと思います。

2点目には、給付費準備基金についてでございます。

県に支出をしなくなった県財政安定化基金は、給付費準備基金に積み立てられていると思います。令和8年度からは子ども・子育て支援金制度が始まります。被保険者の保険料に上乗せをするというのではなく、基金を取り崩して被保険者に還元すべきと考えますが、広域連合の考えをお伺いいたします。

そして2点目には、給付費準備基金の積立ての限度額は、どのようにになっているのか伺います。

以上です。

○議長（大津亮一君） それでは、ただいまの一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

事務局長井上鏡子君。

〔事務局長井上鏡子君登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） 遠藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、県財政安定化基金がどのような目的で積み立てられていたのかでございますが、当該基金は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき県に設置が義務づけられている基金であり、原則、想定外の医療給付費の急激な増加や保険料収納率の悪化によって生じる財政不足を補うことが目的とされております。

次に、令和6年度に予算計上をしない理由についてですが、令和5年度末に県が財政安定化基金の令和6年度、令和7年度必要額を確保したということで積立てを一時中断する旨の連絡を県から受けてございます。

次に、県財政安定化基金を県が取り崩した経緯でございますけれども、過去に一度、平成24年度に行っております。保険料上昇抑制のために積極的に基金を活用することが当時の民主党政権下の方針であったと聞いております。

次に、財政安定化基金を取り崩して出産育児支援金に還元することでございますが、出産育児支援金は、高齢者の医療の確保に関する法律において、被保険者から徴収し国へ納付することが定められてございます。

財政安定化基金の取崩しの基準等につきましては、茨城県後期高齢者医療財政安定化基金条例によって行われるものになっております。

続きまして、医療給付費準備基金についてでございますが、まず、県に拠出しなくなった県財政安定化基金分の財源を医療給付費準備基金に積み立てられることになるというお話でございましたが、令和7年度は、先ほど議員から御指摘もありましたとおり、予算計上をしておりませんので、県財政安定化基金が医療給付費準備基金に積み立てられるということはございません。

また、基金を取り崩して被保険者に還元すべきとのことですが、医療給付費準備基金の目的には、主に想定を超える医療給付費の増加による財源不足への対応、保険料収入の不足への対応、保険料率の増加抑制などに対するために設置をされております。この医療給付費準備基金を子ども・子育て支援金の納付に活用することについては、条例に定めてございませんので、国や他広域連合からの情報収集をしてみたいと考えております。

医療給付費準備基金の限度額についてでございますけれども、この準備基金は、主に毎年度における医療給付費が当初の見込みを下回った場合に、翌年度において実績

額に基づく精算を実施し、国、支払基金等に対して超過交付分の返還を行った後、残額が生じた場合に積立てを行っているものでございます。

毎年度における保険料給付費を正確に見通すことは困難であるため、積立額をコントロールしていくことは難しいと考えておりますので、限度額については設けておりません。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

15番遠藤憲子君。

発言の残り時間は23分30秒でございます。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、再質問をいたします。

今、局長のほうから、財政安定化基金の目的、それから、現在、一旦は中断をしているということなんですが、中断ということは、いずれ活用について積立てをするというようなことが想定されると思うんですが、例えばこの条例、私も県のほうの条例を見たんです。そうしますと、積立ての金額についても予算で定める、それから処分についても、そのような項目をうたっているんですが、一旦中断をしたというこの理由、広域連合のほうで把握をされているのかどうか、伺いたいと思います。

それと、以前にもお尋ねをしたんですが、県の財政安定化基金というのは県の条例なので、広域連合から取り崩すことはできないというふうな御答弁を以前にいただいていると思います。この安定化基金というのは、国や県、広域連合が3分の1ずつ出して基金をつくっているというのも存じております。

昨年4月現在では、約51億円となりました。理由として今、給付費の不足とか保険料の急激な上昇を抑えるためということになっているんですが、これは、広域連合から基金に、県に拠出をしているんですが、貸し付けるということになっているんです。県に積み立てておきながら貸し付けて、そして貸し付けるということは、利息等が発生してくるわけですね。こういうような状況の中で、この県の広域連合、そして、県に対して何か基準とかにつきまして、いろいろと相談というか、そういうような状況は、広域連合のほうから県に対してできるのかどうか、その辺を確認をしたいと思います。

それと、給付費準備基金なんですが、先ほども述べましたように、今回は子供の出生育児支援金、これ1人年額約700円ということなんですが、人数が多いので金額的に3億970万円という金額になって、これが全部被保険者の保険料として増加になっているわけですね。

今回は、令和6年度、令和7年度が出生育児支援金というのが各被保険者に課せら

れます。令和8年度からは、それに合わせて子ども・子育て支援金制度、金額についてはまだはっきり出ていないんですが、高齢者に、全世代で社会保障をやっていくんだという国の方針は、それは分かりますけれども、なぜ高齢者までにこういうような負担を強いるものになっているのかということには、高齢者にとっても納得いかないという声も私どもも聞いています。

県の財政安定化基金が支出をしなければ、当然、その残額というのがこの給付準備基金に積み立てられるというのが、私ども計算などをして、そうじゃないかなということなので、決して準備基金というのが被保険者の保険料の還元に充てるということとは決しておかしいことではないというふうに考えるんですが、その辺について、もう一度伺いたいと思います。

あと、さっき準備基金の積立額の限度額については別に定めていないということなんですが、現在、準備基金の残高、これが幾らになっているのか、お答えをお願いいたします。

以上です。

○議長（大津亮一君） ただいまの再質問に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長井上鏡子君。

〔事務局長井上鏡子君登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） 県の財政安定化基金についてでございますけれども、必要に応じて見直していくというふうに県のほうからは聞いてございますので、当面、私どもでは、今回は令和6年、令和7年ということで、次のときにおいては、次の保険料を算定するときにはどのようになるのかということは、また御相談いただけるものというふうに理解をしてございます。

県のほうにおきましても、県の基準で医療給付費の見込みがどの程度上回るかということを出しながら、必要分が保っていついていけるかということを出しているというふうに聞いております。

この基金につきましては、貸付けのみではなくて、先ほど申し上げた平成24年度の場合は交付ということになっておりますので、場合に応じて、それぞれになってくるのかと思いますし、私どもの財政の状況によって相談することは、当然できるわけでございます。

ただ、前回においては、まだ基金がございましたので、相談はいたしておりません。

子ども・子育て支援金につきましては、やはり国のほうでフレームを定めて、このようにということになっておりますので、詳細について、計算の方法を含めて詳細について来年度になってから出てくるようでございますので、その中で国と協議をして

いくというか、国に指示を仰ぎながらというか、算定してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、現在の基金の残高についてでございますが、本日、議案として提出いたしております補正予算と来年度の当初予算が成立した暁には、72億円となる予定でございます。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

15番遠藤憲子君。

発言の残り時間は16分50秒でございます。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 財政安定化基金について、ちょっと確認をしたいと思います。

これ以前に資料請求で頂いたものなのですが、県のほうからの公表の内容です。基金事業等の概要についてというところで、この財政安定化基金については、保険料未納リスク、給付費増リスク、給付費が増えるリスクです。それから、保険料上昇抑制に対応するために、国や都道府県、広域連合、保険料が3分の1ずつ拠出をして都道府県に基金を設置し貸付け等を行うというふうに書いてあったものなので、先ほど局長の御答弁の中で、貸付けだけではなく交付もあるということが、この貸付け等の中に入っているということを確認をしたいと思います。

それと、この基金事業等を終了する時期のところですが、終了する時期は設定をされていないと、このようにうたっているわけです。この法令の規定によるということなので、この法令というのは何を指すのか、この点を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（大津亮一君） ただいまの再質問に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長井上鏡子君。

〔事務局長井上鏡子君登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） お答えいたします。

高齢者の医療の確保に関する法律の第116条に、財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるという中に交付する事業と貸し付ける事業というふうに明記されてございますので、両方で大丈夫でございます。

私どもの提出した資料の書き方が少し足りなかったのかもしれないです。

○議長（大津亮一君） 以上で一般質問を終結いたします。

日程第7 上程議案等に対する討論及び表決について

○議長（大津亮一君） 日程第7、議案第1号から議案第18号まで、以上18件の上程議案等に対する討論及び表決を行います。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

30番高野衛君。

〔30番高野衛君登壇〕

○30番（高野衛君） 議員番号30番、高野衛です。

私は、議案第11号 令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算及び議案第13号、令和6年度特別会計補正予算に反対の討論を行います。

議案第11号についての反対理由については、被保険者数は令和6年9月末現在で47万4,744人、令和5年度が45万8,717人で約1万6,000人の増加となっています。予算規模は前年比1.2%増で編成されています。

資料要求でも明らかなように、令和5年度の資料によると、所得階層別では所得なし48.08%、所得あり51.76%、所得不明が0.16%となっており、収入200万円未満が約83%というのが現状です。

保険料については、昨年まで激変緩和措置による所得割率9%が令和7年度にはなくなり、所得割率が9.66%となります。また、外来で窓口負担割合が2割となる人への配慮措置も9月で終了となります。さらに、賦課限度額も引き上げられ、令和6年度には73万円、令和7年度は80万円となるなど、負担増が続いています。

その上に、昨年から全世帯で負担することになった出産育児一時金の拠出も保険料に上乗せされ、令和7年度も同様な拠出となります。多くの高齢者から、これ以上の負担は限界だという悲鳴が上がっています。

年金収入がほとんどの高齢者にとり、物価高騰もあり、保険料や窓口一部負担増など、これ以上の負担を強いるべきではないと考え、令和7年度後期高齢者医療特別会計予算に反対するものであります。

続いて、議案第13号、令和6年度特別会計補正予算についても、出産育児支援金の国の法改定に伴い、高齢者から3億970万2,000円の負担増と、歳出においては同額の拠出金が計上されています。

所得なしの高齢者の割合は48.08%という中で、子育て支援のためには国が責任を持つべきであり、高齢者の負担増にしてはならず、このように考えます。よって、議案第13号にも反対をいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（大津亮一君） 16番黒田健祐君。

〔16番黒田健祐君登壇〕

○16番（黒田健祐君） 16番の黒田健祐でございます。

今定例会に上程されております議案第11号 令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、賛成の立場から討論を行います。

まず、議案第11号 令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度の当初予算と比較して1.2%、約48億7,000万円の増額となっていますが、被保険者の増加により高額療養諸費が同様に伸びていくことを見込んで、被保険者に対する支払いが滞らないよう算定されているものであります。

後期高齢者の皆様が今後も安心して医療を受けていただくための必要な額が計上されているものと考えられます。

次に、議案第13号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ約56億4,000万円を削減し、総額をそれぞれ約3,981億9,000万円とするものであります。

主な理由といたしましては、療養給付費支給経費の減額であり、当初は被保険者の増加と同様に療養給付費も伸びていくことを見込んでいましたが、見込みを下回る見通しとなったため、減額補正が適正に行われたものと考えられます。

以上が議案第11号、議案第13号における賛成討論となります。

以上のことから、私はこれらの議案に賛成するものであります。

私からの賛成討論を終わります。

○議長（大津亮一君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 起立者多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 起立者多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 起立者多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第16号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第18号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

**日程第 8 議員提出議案第 1 号 高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの
撤回を求める意見書について**

○議長（大津亮一君） それでは、日程第 8、議員提出議案第 1 号 高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの撤回を求める意見書を議題といたします。

それでは、提出者から説明を願います。

30番高野衛君。

〔30番高野衛君登壇〕

○30番（高野衛君） 議員提出議案第 1 号 高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの撤回を求める意見書を提案をさせていただきます。

提出者は、私、高野衛、賛成者、菊地昇悦ほか遠藤憲子、3 名による提案であります。

提案の内容につきましては、お手元の裏面に意見書が書かれておりますので、朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思います。

高額療養費制度の自己負担限度額引き上げ撤回を求める意見書

厚生労働省は、高額療養費制度の自己負担限度額を全ての所得階層で引き上げようとしています。しかも、上限は 3 年にわたって段階的に引き上げる内容です。高額療養費制度は、大きな手術などで高額な医療費がかかった場合、所得に応じて一定の上限を定める制度で世代を問わず全ての国民に関わる公的医療保険制度であります。この自己負担限度額が引き上がれば、高額な医療費によって治療を断念せざるを得ない、命と健康に直結するものです。

現在のがん治療においては、長期にわたって継続して治療を受けていることを前提とした治療や治療薬が増えており、これらの治療を受けている或いは治療薬を投与されている患者は毎月、一定の治療費を払い続けています。70歳未満の現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながらぎりぎりの範囲で医療費を毎月支払い続けている患者もおり、高額療養費制度における負担上限額引き上げは、高額療養費制度の負担上限まで支払っている患者、特に「長期にわたって継続して治療を受けている患者とその家族」にとっては、生活が成り立たなくなることが危惧されます。

いずれは誰もが高齢者となり、また世代を問わず高額な医療を受けなければならない可能性があります。必要なのは、国の責任において、財源を確保して持続可能な社会保障制度を充実させることです。

よって、国に置かれては、高額療養費制度の自己負担限度額の引き上げを行わないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長額賀福志郎、参議院議長関口昌一、内閣総理大臣石破茂、厚生労働大臣福岡資麿。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大津亮一君） 以上で説明を終わります。

次に、上程議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより上程議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

34番菊地昇悦君。

〔34番菊地昇悦君登壇〕

○34番（菊地昇悦君） 34番、大洗町の菊地です。

ただいま高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの撤回を求める意見書を提出する、このことに賛成の意見を述べます。

この自己負担引上げについては、国会でも議論され始めて、テレビなどメディアで伝えまして大きな関心事となっています。私も住民との会話で、この問題については関心が強く、引上げへの不安の声を聞くことができます。

テレビの報道であります、あるがん患者さんの声が紹介されておりました。長期の治療を続けている方ですが、これ以上の自己負担が増えるならば、自分の命を絶って、子供など家族への負担を避けることを考えてしまうというものでありました。

1人の方の声でありましたが、たったこの1人の方の声、まさに切実な声を聞いて、これは実施されることはあってはならない、駄目なことだということを強く思ったところであります。

がん患者は非常に多いです。がん治療は、しかも長期にわたることから、多くの方も同じ思いではないのか、推察するところであります。がん治療や難病患者は、まさに病気との闘いであり、適切な医療と本人の治そうという意志、気持ちが大切なんだということを聞いております。今以上の自己負担の引上げは、患者本人のその意志を打ち砕くような、頑張ろうという思いをまさに失わせる、奪うようなものではないのか。たった1人の方の紹介であっても、その政策がよいことなのか、悪いことなのか、患者さんを支援するものなのか判断できるというものであります。

政府は、制度を維持するためだという説明ですが、どれだけ多くの方々の思いに反

するものなのか、希望を失わせるものなのか、人を不幸に追い込んで制度をつくりかえることは、やってはならないものだと思います。

私は、後期高齢者医療制度運営に関わる一員として思うことがあります。自己負担引上げで、後期高齢者の保険料の負担、1年間で1,100円減るということも示されております。高齢者は幾つも病気を抱えています。年1,100円減っても、それ以上の負担を背負うことになりかねません。

長期療養で頑張っている方々の希望を失わせ、負担を増やし、後期高齢者保険料を下げることを私は望むものではありません。多くの方もその思いではないかと思います。

今、日本は30年賃金が上がらない国になった、失われた30年と言われています。そこで物価高騰です。今上げるべきは賃金でありまして、自己負担限度額ではありません。それが政治の役目だと思い、政府に対し意見書を提出すること、しかも一刻も早くそうすべきだと思い、賛成の意見とするものであります。

○議長（大津亮一君） 以上で菊地昇悦君の討論を終了します。

ほかにございませんか。

32番長島幸男君。

〔32番長島幸男君登壇〕

○32番（長島幸男君） 32番、小美玉市議会議長島幸男でございます。

それでは、議員提出議案第1号につきまして、反対討論を行わせていただきます。

高額医療費の支給額につきましては、近年の高齢化の進展や医療の高度化、高額薬剤の開発、普及などにより年々増加の一途をたどっており、その財源である公費や保険料負担が増加しております。

一方で、賃上げや年金額改定を通じて収入が若干でありますが増加する中でも、自己負担限度額が維持されてまいりました。

こうした状況を踏まえ、セーフティーネットとしての役割を維持し、健康な方を含めた全ての世代の保険料負担の軽減を図り、負担能力に応じた負担とする観点から、国において今回の高額療養費制度の見直しがなされたものと理解をしております。

併せて、今回の見直しは、高額療養費制度の持続可能性を維持すると同時に、増加する医療費を補うため、保険料と窓口での負担のバランスを図りつつ、年齢にかかわらず、負担能力に応じて公平に支え合う全世代型社会保障を実現するために行うものと認識をしております。

なお、当該内容は、現在、国において一部見直しの議論が行われており、当意見書についても、内容の判断が困難であるとのことから時期早尚であると考え、当議案に

ついては反対いたします。

議員の皆様にも御賛同いただけることをお願い申し上げまして、私からの反対の討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大津亮一君） 以上で長島幸男君の討論を終了します。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議員提出議案第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第１号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 起立者少数であります。よって、議員提出議案第１号は否決されました。

日程第９ 閉会中所管事務調査について

○議長（大津亮一君） 次に、日程第９、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申出のとおり決定することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（大津亮一君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。よって、令和７年第１回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後３時１４分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

大津 亮一

4 1 番

安田 忠司

4 3 番

青木 輝明



参 考 資 料



議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件 名	上程年月日	議 決 結 果
		議決年月日	
議案第 1 号	茨城県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について	R 7 . 2 . 21	原案可決
		R 7 . 2 . 21	
議案第 2 号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例について	R 7 . 2 . 21	原案可決
		R 7 . 2 . 21	
議案第 3 号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について	R 7 . 2 . 21	原案可決
		R 7 . 2 . 21	
議案第 4 号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	R 7 . 2 . 21	原案可決
		R 7 . 2 . 21	
議案第 5 号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	R 7 . 2 . 21	原案可決
		R 7 . 2 . 21	
議案第 6 号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	R 7 . 2 . 21	原案可決
		R 7 . 2 . 21	
議案第 7 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	R 7 . 2 . 21	原案可決
		R 7 . 2 . 21	
議案第 8 号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	R 7 . 2 . 21	原案可決
		R 7 . 2 . 21	
議案第 9 号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の事務委託に関する規約の一部改正について	R 7 . 2 . 21	原案可決
		R 7 . 2 . 21	

議案番号	件 名	上程年月日	議 決 結 果
		議決年月日	
議案第10号	令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算	R7.2.21	原案可決
		R7.2.21	
議案第11号	令和7年度茨城県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算	R7.2.21	原案可決
		R7.2.21	
議案第12号	令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第2号）	R7.2.21	原案可決
		R7.2.21	
議案第13号	令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	R7.2.21	原案可決
		R7.2.21	
議案第14号	訴えの提起	R7.2.21	原案可決
		R7.2.21	
議案第15号	訴えの提起	R7.2.21	原案可決
		R7.2.21	
議案第16号	訴えの提起	R7.2.21	原案可決
		R7.2.21	
議案第17号	訴えの提起	R7.2.21	原案可決
		R7.2.21	
議案第18号	包括外部監査契約の締結について	R7.2.21	原案可決
		R7.2.21	
議員提出 議案第1号	高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの撤回 を求める意見書	R7.2.21	否決
		R7.2.21	

議案等質疑通告一覧表

【議案質疑】

発言順位 1

質 問 者	菊地 昇悦 議員	受付日	令和 7 年 2 月 13 日
質 問 事 項			答 弁 者
1. 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付き職員 の採用及び給与の特例に関する条例について (1)後期医療制度を取り巻く環境の変化について。 (2)専門的な知識経験を有する者とは。 (3)どのような採用方法か。 (4)任期付職員とする理由は。 (5)必要とされる業務。 (6)条例施行によって予測される影響と効果は。			総務課長

【議案質疑】

発言順位 2

質 問 者	高野 衛 議員	受付日	令和 7 年 2 月 13 日
質 問 事 項			答 弁 者
1. 議案第 13 号 令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高 齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） (1)出産育児支援金に伴って、歳入、支払基金交付金、歳出にお いて科目を新設し支払基金拠出金が同額の 309,702 千円の増 額となった理由と経緯についてお伺いします。 (2)出産育児支援金 309,702 千円は国の法改定により子育て支援 のため、後期高齢者医療保険への負担が課せられましたが、 後期高齢者 1 人あたり年額の負担額についてお伺いします。			総務課長 事業課長

質 問 者	遠藤 憲子 議員	受付日	令和 7 年 2 月 13 日
質 問 事 項			答 弁 者
1. 県財政安定化基金について (1) 令和 7 年度後期高齢者医療特別会計予算では予算計上していない。茨城県では積立金が限度額に達したために、広域連合からの拠出はなくなったと聞いている。県財政安定化基金とはどのような目的で積み立てられていたのか、予算計上しない理由は。 (2) 以前に取り崩した経緯があるが、理由は。 (3) 令和 6 年度から出産育児支援金約 3 億 970 万円への拠出が後期高齢者医療にも課せられている。年金収入がほとんどの被保険者の所得階層から見ても 200 万円以下が圧倒的に多い。出産育児支援金への拠出は県財政安定化基金を活用してどうか。考えについて。 (4) 取り崩す基準について。 2. 給付費準備基金について (1) 県に拠出しなくなった県財政安定化基金は準備基金に積み立てられることになる。令和 8 年度から「子ども子育て支援金制度」も始まる。被保険者の保険料に上乗せではなく、基金を取り崩して被保険者に還元すべきと考えるが、どうか。 (2) 給付費準備基金積み立ての限度額について			事務局長

【討 論】

発言順位 1

発 言 者	高野 衛 議員	受付日	令和 7 年 2 月 13 日
発 言 事 項			
【反対討論】 1. 議案第 11 号 令和 7 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 2. 議案第 13 号 令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）			

【討 論】

発言順位 2

発 言 者	黒田 健祐 議員	受付日	令和 7 年 2 月 13 日
発 言 事 項			
【賛成討論】 1. 議案第 11 号 令和 7 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 2. 議案第 13 号 令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）			



上 程 議 案 等



議案第 1 号

茨城県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に
関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

茨城県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に
関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期

を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

- 第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の

業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認

(2) 茨城県職員後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(平成19年条例第8号)第15条の規定による介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)又は第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「一般任期付職員」という。)の任期が5年に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から5年を超えない

範囲内において、その任期を更新することができる。

- 2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又短時間勤務職員の任期が3年に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(給与等の特例)

第7条 特定任期付職員の給与については、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	392,000 円
2	440,000 円
3	492,000 円
4	555,000 円
5	634,000 円
6	740,000 円
7	864,000 円

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて規則に定める基準に従い決定する。
- 3 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給与月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 4 一般任期付職員が派遣元の身分を併せ持つ場合の給与及び手当については、派遣元と協議して定める。

(給与条例の適用除外)

第8条 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和7年第●号。以下「給与条例」という。）第6条、第7条、第10条から第12条まで及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第2項、第25条第2項及び第26条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び茨城県後期高齢者医療広域連合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第●号）第7条第1項の規定」と、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第26条第2項第1号中「100分の105」とあるのは、「100分の77.5」とする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 第2条から第4条までの規定により職員又は短時間勤務職員を採用するための手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

後期高齢者医療制度を取り巻く環境の変化に対し専門的な知識経験を有する者を任期付職員として採用し、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることで、制度の安定運営を図るため条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

令和7年2月 日

条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項、第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認

(2) 茨城県職員後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第8号）第15条の規定による介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の任期が5年に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

- 2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又短時間勤務職員の任期が3年に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(給与等の特例)

第7条 特定任期付職員の給与については、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	392,000 円
2	440,000 円
3	492,000 円
4	555,000 円
5	634,000 円
6	740,000 円
7	864,000 円

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて規則に定める基準に従い決定する。
- 3 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給与月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 4 一般任期付職員が派遣元の身分を併せ持つ場合の給与及び手当については、派遣元と協議して定める。

(給与条例の適用除外)

第8条 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和7年第●号。以下「給与条例」という。）第6条、第7条、第10条から第12条まで及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第2項、第25条第2項及び第26条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び茨城県後期高齢者医療広域連合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第●号）第7条第1項の規定」と、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第26条第2項第1号中「100分の105」とあるのは、「100分の77.5」とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条から第4条までの規定により職員又は短時間勤務職員を採用するための手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 2 号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「職員」とは、法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員（法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 17 の規定に基づき地方公共団体から派遣された者、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号の職員で、同法第 5 条第 2 項に規定する者以外のもの及び法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）をいう。

(給与の支払)

第3条 この条例に基づく給与は、他の法令及び次条第2項に規定する場合を除くほか、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から口座振替払を希望する旨の申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

2 法第25条第2項の規定に基づき、次に掲げるものを控除することができる。

- (1) 団体生命保険料
- (2) 茨城県市町村職員共済組合貯金
- (3) 職員公舎の使用料金
- (4) 職員駐車場の使用料金
- (5) 給与に係る過払金

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料)

第4条 給料は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。

2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

(給料)

第5条 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務条件を考慮したものでなければならない。

(給料表及び等級別基準職務表)

第6条 この条例に定める給料表の種類は、茨城県職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号。以下「県給与条例」という。）第5条第1項に規定する給料表を準用し、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき等級別基準職務表は、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 行政職給料表 行政職給料表等級別基準職務表（別表第1）

(2) 医療職給料表 医療職給料表等級別基準職務表（別表第2）

3 等級別基準職務表に規定する職務に相当する職務で同表に規定のない職務の級は、規則で定める。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第7条 職員の職務の級は、等級別基準職務表のほか、規則で定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として規則で定める

基準に従い決定するものとする。

- 6 55 歳（医療職給料表の適用を受ける職員にあつては、57 歳）を超える職員の第 4 項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第 4 項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第 4 項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児短時間勤務職員等の給料月額）

第 7 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第 5 条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該育児短時間勤務職員等の給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第 7 条の 3 法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第 7 条第 1 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定に

より定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第7条の4 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額については、第5条から第7条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該任期付短時間勤務職員の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給)

第8条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員に任命されたときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の1日から支給する以外のとき、又はその月の末日まで支給する以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第10条 広域連合長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務の時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の

職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づいて、給料月額につき適正な調整額表を規則で定めることができる。

- 2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の 100 分の 25 を超えてはならない。

(管理職手当)

第 11 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、規則で定める基準に従い支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当の月額、同項に規定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）の属する職務の級における最高の号給の給料月額の 100 分の 25 を超えてはならない。

(扶養手当)

第 12 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については、1 人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に当該期間にある当該扶養親族た

る子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養親族の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域手当)

第 13 条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、すべての職員に支給し、県給与条例第 11 条の 2 の規定を準用する。

(住居手当)

第 14 条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（茨城県後期高齢者医療広域連合が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）

- (2) 第 15 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（茨城県後期高齢者医療広域連合が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員については、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額

イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（通勤手当）

第 15 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。）のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第 3 項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。）が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等

を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この項及び次項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 キロメートル未満である職員 4,300 円

イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 7,800 円

ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 9,200 円

エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 12,200 円

オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 15,000 円

カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 18,000 円

キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 21,000 円

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員
24,000 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員
27,000 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員
28,200 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員
29,400 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員
30,600 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,800 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第 1 号、次項及び第 5 項において「新幹線鉄道等」という。）を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離等の実情を考慮する必要があると認められる職員で規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につ

き、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃相当額をその支給単位期間の月で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(単身赴任手当)

第 15 条の 2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転

し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000 円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前 3 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(特殊勤務手当)

第 16 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(給与の減額)

第 17 条 職員が勤務しない場合には、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第 9 条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合及び茨城県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 19 年条例第 7 号）の規定に基づき職務専念義務を免除された場合（給与を減額する旨定められている場合を除く。）を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第 18 条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める

割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100 分の 50

5 勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、100 分の 175）から第 1 項に規定する規則で定める割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の割合 100 分の 50 から第 3 項に規定する規則で定める割合を減じた割合

6 第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第 1 号中「第 1 項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

（休日勤務手当）

第 19 条 祝日法による休日等（勤務時間条例第 3 条第 1 項及び第 4 条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等におい

て、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 から 100 分の 150 の範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は、支給されない。

(夜間勤務手当)

第 20 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

(端数計算)

第 21 条 第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額及び第 18 条から前条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 22 条 第 17 条から第 20 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから勤務時間条例第 9 条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(宿日直手当)

第 23 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき、次表に掲げる区分に応じた額を支給する。ただし、勤務時間が 5 時間以上の宿直勤務については、次表に掲げる支給額のほか、その勤務 1 回につき 1,400 円を加給する。

区分	支給額
勤務時間が 5 時間未満の場合	2,950 円
勤務時間が 5 時間以上の場合	5,900 円
休日（次項の場合を除く。）である場合	5,900 円
1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までである場合	6,900 円
執務時間が午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分までと定められた日又はこれに相当する日の退庁時から引き続いて行われる場合	8,850 円

2 前項の規定にかかわらず、宿日直勤務のうち常直的な宿日直を命ぜられた職員には、その勤務に対して、月の 1 日から末日までの期間において、勤務した日数とその期間の 2 分の 1 を超える場合にあっては月額 21,000 円を、勤務した日数とその期間の 2 分の 1 以下の場合にあっては月額 10,500 円を支給する。

3 前 2 項の勤務は、第 18 条から第 20 条までの勤務には含まれないものとする。
(管理職員特別勤務手当)

第 23 条の 2 管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前 2 項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲

内において規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前 3 項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は規則で定める。

(特定の職員についての適用除外)

第 24 条 第 18 条から第 20 条までの規定は、管理職員には適用しない。

2 第 7 条第 2 項から第 9 項まで、第 12 条及び第 15 条の 2 の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第 25 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 25 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第 25 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第 29 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第 26 条第 2 項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100 分の 105）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

(4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中

「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 60」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第 25 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に該当する者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 29 条第 1 項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員

(3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に該当する者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者

(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第 25 条の 3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在所期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 任命権者は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けた者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行った旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その告示した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の

変化を理由に当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間に

おける勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定めるものを除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第25条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第26条第3項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、「第2項」とあるのは「同条第2項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条の2中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基

準日をいう。以下この条及び次条において同じ。) から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(管理職手当等の支給方法)

第 27 条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

(休職者の給与)

第 28 条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 職員が法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 職員が法第 27 条第 2 項の規定に基づく休職の事由に関する条例で定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、規則で定めるところに

従い、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

6 法第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間で第 25 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第 25 条第 1 項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 の規定を準用する。この場合において、第 25 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは、「第 28 条第 7 項」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務職員等についての特例)

第 29 条 育児短時間勤務職員等についての第 25 条第 4 項から第 6 項まで及び第 26 条第 3 項の適用については、第 25 条第 4 項中「給料」とあるのは「給料の月額を勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）で除して得た額」とし、同条第 5 項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とし、同条第 6 項中「規則」とあるのは「育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則」とし、第 26 条の 3 第 3 項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から刑法等一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日の前日までの間における第25条の2第3号、同条第4号、第25条の3第1項第1号及び同条第5項第1号の規定の適用については、各条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

別表 1（第 6 条関連）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事の職務
2 級	主任の職務
3 級	係長の職務
4 級	課長補佐の職務
5 級	課長の職務
6 級	事務局次長の職務
7 級	事務局長の職務

別表 2（第 6 条関連）

医療職等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師又は看護助手の職務
2 級	1 相当困難な業務を行う准看護師又は看護助手の職務 2 看護師の職務 3 保健師の職務
3 級	1 困難な業務を行う准看護師の職務 2 困難な業務を行う看護師の職務 3 困難な業務を行う保健師の職務
4 級	1 特に困難な業務を行う准看護師の職務 2 特に困難な業務を行う看護師の職務 3 特に困難な業務を行う保健師の職務

5 級	1 極めて困難な業務を行う准看護師の職務 2 極めて困難な業務を行う看護師の職務 3 極めて困難な業務を行う保健師の職務
-----	--

(提案理由)

採用予定の職員の給与に関する事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

令和7年2月 日

条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定に基づき地方公共団体から派遣された者、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員で、同法第5条第2項に規定する者以外のもの及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）をいう。

(給与の支払)

第3条 この条例に基づく給与は、他の法令及び次条第2項に規定する場合を除くほか、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から口座振替払を希望する旨の申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

2 法第25条第2項の規定に基づき、次に掲げるものを控除することができる。

- (1) 団体生命保険料
- (2) 茨城県市町村職員共済組合貯金
- (3) 職員公舎の使用料金
- (4) 職員駐車場の使用料金
- (5) 給与に係る過払金

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料)

第4条 給料は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。

2 宿舍、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合において

ては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

(給料)

第5条 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務条件を考慮したものでなければならない。

(給料表及び等級別基準職務表)

第6条 この条例に定める給料表の種類は、茨城県職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号。以下「県給与条例」という。）第5条第1項に規定する給料表を準用し、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき等級別基準職務表は、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 行政職給料表 行政職給料表等級別基準職務表（別表第1）

(2) 医療職給料表 医療職給料表等級別基準職務表（別表第2）

3 等級別基準職務表に規定する職務に相当する職務で同表に規定のない職務の級は、規則で定める。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第7条 職員の職務の級は、等級別基準職務表のほか、規則で定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給）とすることとして規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳（医療職給料表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員の第4項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第4項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第7条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該育児短時間勤務職員等の給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第7条の3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第7条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第7条の4 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額については、第5条から第7条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該任期付短時間勤務職員の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給)

第8条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員に任命されたときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の1日から支給する以外のとき、又はその月の末日まで支給する以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給料の調整額)

第10条 広域連合長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務の時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づいて、給料月額につき適正な調整額表を規則で定めることができる。

2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、規則で定める基準に従い支給する。

2 前項の規定による管理職手当の月額は、同項に規定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については、1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかか

わらず、5,000 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養親族の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域手当)

第 13 条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、すべての職員に支給し、県給与条例第 11 条の 2 の規定を準用する。

(住居手当)

第 14 条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（茨城県後期高齢者医療広域連合が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）

(2) 第 15 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（茨城県後期高齢者医療広域連合が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員については、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額

イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- 3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(通勤手当)

第 15 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。）のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」とい

う。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この項及び次項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 4,300円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 7,800円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 9,200円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 12,200円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 15,000円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 18,000円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 21,000円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 24,000円

- ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 27,000 円
- コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 28,200 円
- サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 29,400 円
- シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 30,600 円
- ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,800 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第 1 号、次項及び第 5 項において「新幹線鉄道等」という。）を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離等の実情を考慮する必要があると認められる職員で規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃相当額をその支給単位期間の月で除して得た額（交通機関等が 2 以上ある場合においては、その合計額）、第 2 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額）の合計額が 15 万円を超える職員の通勤手当の額は、前 3 項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

とする。

- 6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（単身赴任手当）

第15条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(特殊勤務手当)

第 16 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(給与の減額)

第 17 条 職員が勤務しない場合には、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第 9 条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合及び茨城県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 19 年条例第 7 号）の規定に基づき職務専念義務を免除された場合（給与を減額する旨定められている場合を除く。）を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第 18 条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合には、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合」とあるの

は、「100 分の 100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

5 勤務時間条例第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の割合 100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第

1 項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

(休日勤務手当)

第 19 条 祝日法による休日等（勤務時間条例第 3 条第 1 項及び第 4 条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 から 100 分の 150 の範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は、支給されない。

(夜間勤務手当)

第 20 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

(端数計算)

第 21 条 第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額及び第 18 条から前条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 22 条 第 17 条から第 20 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから勤務時間条例第 9 条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(宿日直手当)

第 23 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき、次表に掲げる区分に応じた額を支給する。ただし、勤務時間が 5 時間以上の宿直勤務については、次表に掲げる支給額のほか、その勤務 1 回につき 1,400 円を加給する。

区分	支給額
勤務時間が 5 時間未満の場合	2,950 円
勤務時間が 5 時間以上の場合	5,900 円
休日（次項の場合を除く。）である場合	5,900 円

1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までである場合	6,900 円
執務時間が午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分までと定められた日又はこれに相当する日の退庁時から引き続いて行われる場合	8,850 円

2 前項の規定にかかわらず、宿日直勤務のうち常直的な宿日直を命ぜられた職員には、その勤務に対して、月の 1 日から末日までの期間において、勤務した日数がその期間の 2 分の 1 を超える場合にあっては月額 21,000 円を、勤務した日数がその期間の 2 分の 1 以下の場合にあっては月額 10,500 円を支給する。

3 前 2 項の勤務は、第 18 条から第 20 条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第 23 条の 2 管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第

3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前 2 項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前 3 項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は規則で定める。

(特定の職員についての適用除外)

第 24 条 第 18 条から第 20 条までの規定は、管理職員には適用しない。

2 第 7 条第 2 項から第 9 項まで、第 12 条及び第 15 条の 2 の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第 25 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 25 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規

則で定める日（次条及び第 25 条の 3 第 1 項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第 29 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第 26 条第 2 項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100 分の 105）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 60」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第 25 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に該当する者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 29 条第 1 項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に該当する者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第25条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在所期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 任命権者は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けた者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行った旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を告示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その告示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき

は、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定めるものを除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第25条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同

条第5項中「前項」とあるのは「第26条第3項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、「第2項」とあるのは「同条第2項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条の2中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（管理職手当等の支給方法）

第27条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

（休職者の給与）

第28条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が法第27条第2項の規定に基づく休職の事由に関する条例で定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、規則で定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 6 法第27条第2項及び第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間で第25条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第25条第1項の規定により規則で

定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第25条の2及び第25条の3の規定を準用する。この場合において、第25条の2中「前条第1項」とあるのは、「第28条第7項」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務職員等についての特例)

第29条 育児短時間勤務職員等についての第25条第4項から第6項まで及び第26条第3項の適用については、第25条第4項中「給料」とあるのは「給料の月額を勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)で除して得た額」とし、同条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とし、同条第6項中「規則」とあるのは「育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則」とし、第26条の3第3項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から刑法等一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日の前日までの間における第25条の2第3号、同条第4号、第25条の3第1項第1号及び同条第5項第1号の規定の適用については、各条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

別表 1（第 6 条関連）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事の職務
2 級	主任の職務
3 級	係長の職務
4 級	課長補佐の職務
5 級	課長の職務
6 級	事務局次長の職務
7 級	事務局長の職務

別表 2（第 6 条関連）

医療職等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師又は看護助手の職務
2 級	1 相当困難な業務を行う准看護師又は看護助手の職務 2 看護師の職務 3 保健師の職務
3 級	1 困難な業務を行う准看護師の職務 2 困難な業務を行う看護師の職務 3 困難な業務を行う保健師の職務
4 級	1 特に困難な業務を行う准看護師の職務 2 特に困難な業務を行う看護師の職務 3 特に困難な業務を行う保健師の職務
5 級	1 極めて困難な業務を行う准看護師の職務 2 極めて困難な業務を行う看護師の職務 3 極めて困難な業務を行う保健師の職務

議案第 3 号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

茨城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「32人」を「35人」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

今後の被保険者数の増加に対し、円滑な制度運営及び行政サービスの維持を図るため、追加の職員が必要な場合に迅速に配置できるようこの条例案を提出するものである。

新 旧 対 照 表

茨城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成 19 年条例第 5 号）

改 正	後	改 正	前
第 1 条 (略)		第 1 条 (略)	
第 2 条 (略)		第 2 条 (略)	
(1) 広域連合長の事務部局の職員 <u>35 人</u>		(1) 広域連合長の事務部局の職員 <u>32 人</u>	
(2)―(5) (略)		(2)―(5) (略)	
2 (略)		2 (略)	
第 3 条 (以下略)		第 3 条 (以下略)	

議案第 4 号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年
条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の次に「。以下「法」とい
う。」を加える。

第 2 条第 2 項中「以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤
務時間は、」の次に「前項の規定にかかわらず、」を加え、同条第 2 項の次に次の
3 項を加える。

3 法第22条の 4 第 1 項又は第22条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以
下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定に
にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり15時
間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、広域連合長の承認を得て、別に定めることができる。

第3条第1項中「週休日を設けるものとする。」を「週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。」に改め、同条第2項中「1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものと」の次に「し、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものと」を加える。

第4条中「前条第1項」を「第3条第1項又は前条」に、「前条第2項」を「第3条第2項又は前条」に改める。

第6条第1項中「第2条から前条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に、「勤務をすること」を「前項に掲げる勤務以外の勤務」に、「第2条から前条まで」を「同項」に改め、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

第6条 任命権者は、広域連合長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な

勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第7条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に、「この条及び次条」を「第8条の3第1項から第3項まで」に改め、同条第2項中「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）」を「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に、「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に、「この条及び次条」を「第8条の3第1項から第3項まで」に、「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」に改める。

第8条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、「職員の配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「第6条」を「第7条第2項」に改め、同条第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に、「1か月において24時間」を「1月について24時間」に、「第6条」を「第7条第2項」に

改め、同条第4項中「要介護者」を「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」に、「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、「職員の配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）を、「規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」の次に「並びに」を加え、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」に改める。

第10条第1項中「第3条第2項又は第4条」を「第3条第2項、第4条又は第5条」に改め、「当該休日後の勤務日等（」の次に「第8条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

第11条中「職員」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定に基づき、地方公共団体から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）」に改め、「休暇の種類、期間、承認手続等については」の次に「、第2条から前条までの規定にかかわらず」を加える。

第12条中「地方公務員法」を「法」に、「前条」を「第17条」に改める。

第13条を第19条とし、第19条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」とい

う。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第12条を第18条とし、第11条を第17条とし、第10条の次に次の7条を加える。

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年度の中途において新たに職員となるもの その年度の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数
- (3) 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和

27年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、茨城県後期高齢者医療広域連合以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。)

であった者であつて引き続き当該年度に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

- 2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 3 任命権者は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(療養休暇)

第13条 療養休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

- 2 療養休暇の期間は、規則で定める。

(特別休暇)

第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第16条 療養休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければ

ならない。

第7条を第8条の2とし、第8条を第8条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第8条 任命権者は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

(令和7年条例第●号)第18条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第10条第1項に規定する勤務日等といい、同項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週

休日を設けることが困難である職員について、広域連合長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（提案理由）

根拠法令等の改正及び一般職の任期付職員の採用に対し、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

新 旧 対 照 表

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年条例第 8 号）

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (1 週間の勤務時間) 第 2 条 (略) 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、<u>前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</u> 3 <u>法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u> 4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項又は地方公共団体</u>	(趣旨) 第 1 条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号</u> <u>）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (1 週間の勤務時間) 第 2 条 (略) 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、<u>当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</u> (新設) (新設)

改	正	後	改	正	前
の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。					
5 <u>任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、広域連合長の承認を得て、別に定めることができる。</u>			(新設)		
(週休日及び勤務時間の割振り)			(週休日及び勤務時間の割振り)		
第 3 条 <u>日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員について</u> <u>は、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</u>			第 3 条 <u>日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとする。</u>		
2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</u>			2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものと		
<u>第 4 条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び</u>			(新設)	する。	

改 正 後	改 正 前
<u>勤務時間の割振りを別に定めることができる。</u> 2. <u>任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上（週休日）を設けなければならない。</u> <u>ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等）にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、広域連合長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</u> （週休日の振替等） <u>第5条</u> 任命権者は、職員に<u>第3条第1項又は前条</u>の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、<u>第3条第2項又は前条</u>の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。	（週休日の振替等） <u>第4条</u> 任命権者は、職員に<u>前条第1項</u>の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、<u>前条第2項</u>の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

改	正	後	改	正	前
<u>第 6 条</u> (略) (正規の勤務時間以外の時間における勤務)			<u>第 5 条</u> (略) (正規の勤務時間以外の時間における勤務)		
<u>第 7 条</u> 任命権者は、広域連合長（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 10 号まで及び第 13 号から第 15 号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合においては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。					
2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、<u>正規の勤務時間</u>以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合においては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。				任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、<u>第 2 条から前条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）</u>以外の時間において職員に勤務をすること を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合においては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において<u>第 2 条から前条までに掲げる勤務以外の勤務</u>をすることを命ずることができる。	
<u>3</u> (略) (時間外勤務代休時間)			<u>2</u> (略) (新設)		
<u>第 8 条</u> 任命権者は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和 7 年条例第●号）第 18 条第 4 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等					

改	正	後	改	正	前
(第10条第1項に規定する勤務日等といい、同項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。	2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するものの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。	以下第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合に	は、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。	2 前項の規定は、<u>第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者</u>
				(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第7条 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>	以下この条及び次条において同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。
				2 前項の規定は、<u>職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)</u>、<u>父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定め</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」</u> 3 （略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 任命権者は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則	<u>る期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u> 3 （略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者 <u>で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則</u>

改 正 後	改 正 前
で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するために措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>第7条第2項に規定する勤務</u>（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 任命権者は、<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>1月について24時間</u>、1年について150時間を超えて、<u>第7条第2項に規定する勤務</u>をさせてはならない。 4 前3項の規定は、<u>第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者</u>を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」	で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するために措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>第6条に規定する勤務</u>（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>1か月において24時間</u>、1年について150時間を超えて、<u>第6条に規定する勤務</u>をさせてはならない。 4 前3項の規定は、<u>要介護者</u>を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者 で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」

改 正 後	改 正 前
とあり、及び前項中「<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあるのは、「<u>第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」 と、<u>第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。</u> 2 (略) (休暇の種類)	とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあるのは、「<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>、<u>父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたる日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と、<u>第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（<u>休日を除く。</u>）を指定することができる。</u> 2 (略) (新設)

改	正	改	正	改	正	改	正	改	正	改	正	改	正	改	正	
第11条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。 (年次休暇)	第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。	(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）	(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年度の中途において新たに職員となるもの その年度の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数	(3) 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、茨城県後期高齢者医療広域連合以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社、沖縄振興開発金融公庫その他の業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年度に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間												

改	正	後	改	正	前
		の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。			
		2 <u>介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</u>			
		3 <u>介護休暇については、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</u> (介護時間)			(新設)
		<u>第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u>			
		2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u>			
		3 <u>介護時間については、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u> (療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)			(新設)
		<u>第16条 療養休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）</u>、<u>介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u> (派遣職員の休暇)			(休暇)

改	正	後	改	正	前
<u>第17条</u> <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定に基づき、地方公共団体から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の休暇の種類、期間、承認手続等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、当該職員を派遣した地方公共団体の職員の休暇の種類、期間、承認手続等の例によるものとする。ただし、夏季休暇（職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇をいう。）については、規則の定めるところによる。</u> （会計年度任用職員の勤務時間、休暇等） <u>第18条</u> <u>法 第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から第17条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</u> （委任） <u>第19条</u> <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u> （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第19条の2</u> <u>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2</u> <u>任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年</u>			<u>第11条</u> <u>職員</u> <u>の休暇の種類、期間、承認手続等については、当該職員を派遣した地方公共団体の職員の休暇の種類、期間、承認手続等の例によるものとする。ただし、夏季休暇（職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇をいう。）については、規則の定めるところによる。</u> （会計年度任用職員の勤務時間、休暇等） <u>第12条</u> <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</u> （委任） <u>第13条</u> <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u> （新設）		

改	正	後	改	正	前
	度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u>	第１９条の３ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。	(1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u>	(2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u>	(3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>

(新設)

議案第 5 号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年条例第
8号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第 2 項」の次に「（同法第12条において準用する場合を含む。）」を加え、「第10条第 1 項及び第 2 項」の次に「（同法第11条第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）」を「（同法第17条において準用する場合を含む。）」に改める。

第 2 条第 1 号中「育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」の前に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の 6 第 7 項又は」を加え、同条第 2 号を削り、第 1 号の次に次の 4 号を加える。

(2) 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例（令和 5 年条例

第3号) 第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(3) 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(4) 茨城県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和7年条例第●号)第4条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(5) 会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)であって、次のいずれかに該当するもの以外の会計年度任用職員

ア 次のいずれにも該当する会計年度任用職員

(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない会計年度任用職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員

イ 次のいずれかに該当する会計年度任用職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該会計年度任用職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)において育児休業をしている会計年度任用職員であっ

て、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を
育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている
場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き
会計年度任用職員に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子に
ついて、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業
の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3及び第2条の4中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第3条第1項中「育児休業法第2条第1項」を「育児休業法第2条第1項ただし
書」に改め、同条第1項第5号中「再度の」を削り、同条第1項第7号中「引き続
いて特定職」を「引き続き会計年度任用職員」に改める。

第6条中「任命権者は」を「任命権者は、」に改める。

第7条第1項中「期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）の基準
日に育児休業をしている」を削り、「地方公共団体から派遣された職員」の次に
「（以下「派遣職員」という。）」を加え、同条第2項中「地方公務員法（昭和25
年法律第261号）第22条の2第1項に規定する」を削り、同条第2項を第4項とし、
第1項を第3項とし、次の2項を加える。

第7条 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和7年条例
第●号。以下「給与条例」という。）第25条第1項に規定するそれぞれの基準
日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤
務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当
該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職
員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、
当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第8条中「地方公務員法第22条の2第1項に規定する」を削り、「当該職員」を

「広域連合内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。ただし、派遣職員」に改める。

第10条中「育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された」を「次に掲げる」に改め、次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第12条中「茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第4条」を「茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条」に改める。

第19条第2号を次のように改める。

- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

第20条第1項中「勤務時間条例第6条」を「勤務時間条例第2条第1項」に、「非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）」を「会計年度任用職員」に、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第2項中「育児時間（以下「育児時間」という。）」の次に「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（会計年度任用

職員を除く。）」を加え、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項」に改める。

第21条を次のように改める。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第21条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第17条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、派遣職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与等の取扱いについては、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。

3 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第2号）第16条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

4 前項の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（月額又は日額により報酬を定められている者に限る。）について準用する。この場合において、前項中「第16条」とあるのは「第26条」と、「第15条」とあるのは「第25条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」と読み替えるものとする。

第22条中「第14条の規定」を「第13条の規定」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

第17条を削り、第18条を第16条とし、第19条から第25条までを2条ずつ繰り上げ

る。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

根拠法令等の改正に伴い所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

新 旧 対 照 表

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（令和２年条例第５号）

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項（同法第 12 条において準用する場合を含む。）、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項（同法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 14 条（同法第 17 条において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 6 第 7 項又は育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（削る）	(目的) 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条及び第 15 条（これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日

改 正 後	改 正 前
(2) <u>茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例（令和5年条例第3号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u> (3) <u>茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を</u>	から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続きいて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) <u>勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u> イ 次のいずれかに該当する非常勤職員 (ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (新設) (新設)

改	正	後	改	正	前
		<u>延長された管理監督職を占める職員</u> (4) <u>茨城県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和7年条例第●号）第4条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u> (5) <u>会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）であって、次のいずれかに該当するものの以外の会計年度任用職員</u> ア 次のいずれにも該当する会計年度任用職員 (7) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない会計年度任用職員</u> (4) <u>勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員</u> イ 次のいずれかに該当する会計年度任用職員 (7) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該会計年度任用職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(7)において同じ。）において育児休業をしている会計年度任用職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休</u>			(新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
<u>業をしようとするもの</u> (4) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をして</u> <u>いる場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後</u> <u>引き続き会計年度任用職員に採用されることに伴い、当該育児休</u> <u>業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採</u> <u>用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするも</u> <u>の</u> 第2条の2 (略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 (略) (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 <u>会計年度任用職員</u>の養育 する子の1歳到達日 (2) <u>会計年度任用職員</u>の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様 の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該<u>会計年度任用職員</u>の養育 する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するた めに育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び 次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において 当該<u>会計年度任用職員</u>が当該子について育児休業をしようとする場合 （当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日 後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除 く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期 間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生 の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取 得日数（当該子の出生の日以後当該<u>会計年度任用職員</u>が労働基準法 （昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務	第2条の2 (略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 (略) (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 <u>非常勤職員</u>の養育 する子の1歳到達日 (2) <u>非常勤職員</u>の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様 の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該<u>非常勤職員</u>の養育 する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するた めに育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び 次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において 当該<u>非常勤職員</u>が当該子について育児休業をしようとする場合 （当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日 後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除 く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期 間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生 の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取 得日数（当該子の出生の日以後当該<u>非常勤職員</u>が労働基準法 （昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務

改 正 後	改 正 前
しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数 をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、 当該経過する日) (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する<u>会計年度任用職員</u> が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの 号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第 7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する 場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合 に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日 ア 当該<u>会計年度任用職員</u>が当該子の1歳到達日(当該<u>会計年度任用</u> <u>職員</u>が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該<u>会計年度</u> <u>任用職員</u>の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合 に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の 1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育 児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日 とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配 偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方 等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末 日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児 休業をしようとする場合 イ 当該子について、当該<u>会計年度任用職員</u>が当該子の1歳到達日 (当該<u>会計年度任用職員</u>が前号に掲げる場合に該当してする育児休 業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合に あつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又 は当該<u>会計年度任用職員</u>の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶	しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数 をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、 当該経過する日) (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する<u>非常勤職員</u> が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの 号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第 7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する 場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合 に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日 ア 当該<u>非常勤職員</u>が当該子の1歳到達日(当該<u>非常勤職員</u> <u>員</u>が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該<u>非常勤職</u> <u>員</u>の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合 に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の 1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育 児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日 とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配 偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方 等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末 日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児 休業をしようとする場合 イ 当該子について、当該<u>非常勤職員</u>が当該子の1歳到達日 (当該<u>非常勤職員</u>が前号に掲げる場合に該当してする育児休 業の期間の末日とされた日)が当該子の1歳到達日後である場合に あつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又 は当該<u>非常勤職員</u>の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶

改 正 後	改 正 前
者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 ウ （略） エ 当該子について、当該<u>会計年度任用職員</u>が当該子の1歳到達日（当該<u>会計年度任用職員</u>が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する<u>会計年度任用職員</u>が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。 (1) 当該<u>会計年度任用職員</u>が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該<u>会計年度任用職員</u>の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 (2) 当該子について、当該<u>会計年度任用職員</u>が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該<u>会計年度任用職員</u>の配偶	者が前号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 ウ （略） エ 当該子について、当該<u>非常勤職員</u>が当該子の1歳到達日（当該<u>非常勤職員</u>が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する<u>非常勤職員</u>が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。 (1) 当該<u>非常勤職員</u>が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該<u>非常勤職員</u>の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 (2) 当該子について、当該<u>非常勤職員</u>が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該<u>非常勤職員</u>の配偶

改 正 後	改 正 前
者が当該子の 1 歳 6 か月到達日において地方等育児休業をしている場合 (3) (略) (4) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合 (育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情) 第 3 条 <u>育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u> (1)―(4) (略) (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことで、育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について <u>育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u> (6) (略) (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き会計年度任用職員に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日	者が当該子の 1 歳 6 か月到達日において地方等育児休業をしている場合 (3) (略) (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合 (育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情) 第 3 条 <u>育児休業法第 2 条第 1 項</u> の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)―(4) (略) (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことで、育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について<u>再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u> (6) (略) (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き<u>特定職</u>に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日

改	正	後	改	正	前
の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。	の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。	の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。	の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。	の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。	の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。
第3条の2—第5条（略）	第3条の2—第5条（略）	第3条の2—第5条（略）	第3条の2—第5条（略）	第3条の2—第5条（略）	第3条の2—第5条（略）
（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）	（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）	（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）	（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）	（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）	（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）
第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。	第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。	第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。	第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。	第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。	第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）
第7条 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和7年条例第●号。以下「給与条例」という。）第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。	第7条 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和7年条例第●号。以下「給与条例」という。）第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。	第7条 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和7年条例第●号。以下「給与条例」という。）第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。	第7条 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和7年条例第●号。以下「給与条例」という。）第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。	第7条 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和7年条例第●号。以下「給与条例」という。）第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。	第7条 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和7年条例第●号。以下「給与条例」という。）第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定に基づき、地方公共団体から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の期末手当等の支給については、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。	3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定に基づき、地方公共団体から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の期末手当等の支給については、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。	3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定に基づき、地方公共団体から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の期末手当等の支給については、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。	3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定に基づき、地方公共団体から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の期末手当等の支給については、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。	3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定に基づき、地方公共団体から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の期末手当等の支給については、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。	3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17の規定に基づき、地方公共団体から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の期末手当等の支給については、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。
4 期末手当等の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当等を支給する。	4 期末手当等の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当等を支給する。	4 期末手当等の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当等を支給する。	4 期末手当等の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当等を支給する。	4 期末手当等の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当等を支給する。	4 期末手当等の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当等を支給する。

改 正 後	改 正 前
<u>第11条</u> 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、<u>茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>（平成19年条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条の規定の適用を受ける職員については、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態以外の形態であつて、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。 (1)・(2) (略) <u>第12条—第15条</u> (略) (削る) <u>第16条</u> (略) (部分休業をすることができない職員) <u>第17条</u> (略) (1) (略) (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</u> (部分休業の承認) <u>第18条</u> 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、<u>勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間（会計年度任用職員</u>	<u>第12条</u> 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、<u>茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>（平成19年条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第4条の規定の適用を受ける職員については、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態以外の形態であつて、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。 (1)・(2) (略) <u>第13条—第16条</u> (略) (育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い) <u>第17条</u> <u>育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱いは、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。</u> <u>第18条</u> (略) (部分休業をすることができない職員) <u>第19条</u> (略) (1) (略) (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u> (部分休業の承認) <u>第20条</u> 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、<u>勤務時間条例第6条</u>に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条

改 正 後	改 正 前
<u> </u> において、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（会計年度任用職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該会計年度任用職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （部分休業をしている職員の給与の取扱い） <u>第19条 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第17条の規定に基づき、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、派遣職員が部分休業の承認を受けて勤務し</u>	<u> </u> において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）<u> </u> に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間<u> </u>を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員 <u> </u> に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員 <u> </u> について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員 <u> </u> が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条第32項において読み替えて適用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （部分休業をしている職員の給与の取扱い） <u>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与等の取扱いについては、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。</u>

改	正	後	改	正	前
		ない場合の給与等の取扱いについては、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。 3 <u>会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和２年条例第２号）第１６条の規定に基づき、その勤務しない１時間につき、同条例第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> 4 <u>前項の規定は、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員（月額又は日額により報酬を定められている者に限る。）について準用する。この場合において、前項中「第１６条」とあるのは「第２６条」と、「第１５条」とあるのは「第２５条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」と読み替えるものとする。</u> （部分休業の承認の取消事由） <u>第２０条 第１３条の規定は、部分休業について準用する。</u> <u>第２１条—第２３条 （略）</u>			（部分休業の承認の取消事由） <u>第２２条 第１４条の規定は、部分休業について準用する。</u> <u>第２３条—第２５条 （略）</u>

議案第 6 号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する
条例

茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年条例第10号）
の一部を次のように改正する。

目次を次のように加える。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第13条）

第 2 章 内国旅行の旅費（第14条—第24条）

第 3 章 外国旅行の旅費（第25条）

第 4 章 雑則（第26条—第31条）

附則

第 2 条第 1 項第 1 号中「職員について」を「場合又は広域連合長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認めた場合に」に改め、「その

住所又は居所」を「その住所、居所又はその他旅行命令者が認める場所」に改め、同条第1項第3号中「帰任」を「帰住」に改め、「職員が」の次に「退職し、又は」を加え、「遺族」を「職員又は遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第1項第4号を次のように改め、同条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(4) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、広域連合と旅行役務提供契約（旅行者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第3項中「車賃」を「その他交通費」に改め、同条第6項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）」を削り、「その出発前に」を「次条第3項の規定により」に、「を変更され、若しくは取り消され」を「等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に、「があるときは、当該金額のうち」を「のうち、」に、「となった」を「となる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「交通機関の事故又は」を削り、同項の次に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に

対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条見出し中「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、同条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、「旅行命令」の次に「又は旅行依頼（以下「旅行命令等」）」を加え、同条第3項中「を変更する」を「等の変更をする」に、「認める場合で」を「認める場合には」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項中「旅行命令」を「旅行命令等」に、「これを変更し、若しくは取り消す」を「その変更をする」に、「旅行命令に、当該旅行に関する」を「旅行命令票又は旅行依頼票（以下「旅行命令票等」という。）に、規則で定める」に、「を記載し、これ」を「の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示して行わ」を「通知し」に、「これを提示する」とまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において旅行命令権者は、できるだけ速やかに当該旅行命令票を当該旅行者に提示しなければならない」を「旅行命令票等に当該事項の記載又は記録をする」とまがない場合には、この限りではない」に改め、同条第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により旅行命令票等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令票等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「旅行命令」を「旅行命令等」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項及び第3項中「旅行命令」を「旅行命令等」に改める。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費」に改め、同条第2項中「鉄道」の次に「（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当す

るものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）」を加え、同条第5項中「車賃」を「その他交通費」に、「陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行」を「鉄道、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）及び航空機以外を利用する移動に要する費用」に、「路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額」を「実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額」に改め、同条第6項から第11項までを次のとおり改め、第11項の次に次の1項を加える。

6 宿泊費は、第18条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

7 包括宿泊費は、第19条に規定する合計額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じて1夜当たりの定額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。

10 着後滞在費は、第21条に規定する額を支給する。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。

12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第14条から第19条まで、第20条から第22条まで及び第25条に規定する種目及び内容に基づき」を加える。

第13条第1項中「その精算をしようとするもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「所定の請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「これを当該旅費」を「、これを当該旅費」

に、「旅費額のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給」を、「旅費又は旅費に相当する金額のうち、その書類を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払」に改め、同条第4項中「当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は」の次に「支払う給与又は」を加え、同条第5項中「記載事項」の次に「又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項」を加え、同項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出官等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第14条から第17条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第14条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（広域連合長及び副広域連合長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第15条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用（船賃）

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（広域連合長及び副広域連合長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第16条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

(1) 搭乗に要する運賃

(2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（広域連合長及び副広域連合長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第17条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第7号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
- (5) 自家用の自動車（以下「自家用車」という。）を使用して移動をした場合の交通費の額は、1キロメートルにつき37円とする。
- (6) 前号の交通費は、全路程を通算する。
- (7) 前号の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第19条から第22条までを次のように改める。

(宿泊費)

第19条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則

で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(転居費)

第20条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第22条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第21条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第22条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第14条から第17条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第27条第3項中「車賃」を「その他交通費」に改める。

第28条中「第6条第12項に規定する支度料を除く。」を削る。

第29条第1項中「公共の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「広域連

合以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削る。

第8条から第12条までを削る。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第18条の次に次の2条を加える。

(包括宿泊費)

第19条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第14条から第17条までの規定による費用及び宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第19条の2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第1に定める1夜当たりの定額とする。

第23条から第25条までを削り、第26条を第23条とし、第27条を第24条とし、第28条を第25条とし、第25条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第14条第1項各号、第15条第1項各号、第16条第1項各号及び第17条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第18条、第19条、第20条、第21条、第22条第1項及び第25条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第29条を第27条とし、第30条を第28条とし、第28条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第29条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(監督)

第30条 総務課長は、この条例の適正な執行を確保するため、各課長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

別表第1見出し中「第19条、第21条、第24条」を「第19条の2」に改め、表題を「日当及び宿泊料」を「宿泊手当及び宿泊費基準額」に改め、表中「日当（1日につき）」を「宿泊手当（1泊につき）」に、「宿泊料」を「宿泊費基準額」に改め、「宿泊費基準額（1泊につき）」の欄中「県外」の「10,900円」を「12,000円」に改め、「県内」の「9,800円」を「10,000円」に改める。

別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

根拠法令等の改正に伴い所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

新 旧 対 照 表

茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 19 年条例第 10 号）

改 正	後	改 正	前
目次			
第 1 章 総則（第 1 条―第 13 条）			
第 2 章 国内旅行の旅費（第 14 条―第 24 条）			
第 3 章 外国旅行の旅費（第 25 条）			
第 4 章 雑則（第 26 条―第 31 条）			
附則			
第 1 章 総則			
第 1 条 （略） （定義）			第 1 条 （略） （定義）
第 2 条 （略）			第 2 条 （略）
(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は広域連合長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認めた場合には、その住所、居所又はその他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。			(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員について _____）を離れて旅行することをいう。
(2) （略）			(2) （略）
(3) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。			(3) 帰任 職員が _____ 死亡した場合において、その遺族 _____ が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
(4) 家族 国内旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものを行い、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものを行う。			(4) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

改 正 後	改 正 前
(5) (略) (6) <u>旅行役務提供者 旅行者 (旅行業法 (昭和 27 年法律第 239 号) 第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。)</u> その他の規則で定める者 (以下この号において「<u>旅行者等</u>」という。) であって、<u>広域連合と旅行役務提供契約 (旅行者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 8 項において同じ。)</u> を締結したものという。 2 (略) (旅費の支給) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 前 2 項の規定にかかわらず、<u>公用車を利用した場合には、第 14 条、第 15 条及び第 17 条の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び<u>その他交通費</u>は支給しない。</u> 4・5 (略) 6 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者 <u>が、次条第 3 項の規定により 旅行命令等の変更 (取消しを含む。同項及び同条第 4 項並びに第 5 条において同じ。)</u> を受け、又は死亡した場合 <u>その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額</u> で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。	(5) (略) (新設) 2 (略) (旅費の支給) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 前 2 項の規定にかかわらず、<u>公用車を利用した場合には、第 14 条、第 15 条及び第 17 条の規定にかかわらず、鉄道賃、船賃及び車賃</u> は支給しない。 4・5 (略) 6 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者 <u>(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)</u> が、<u>その出発前に 旅行命令を変更され、若しくは取り消され</u>、又は死亡した場合 <u>において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた 金額</u> で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

改 正 後	改 正 前
7 第1項、第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中 <u>天災その他広域連合長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合</u>には、その喪失した旅費額の範囲内で、規則で定める金額を旅費として支給することができる。 8 <u>第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u> (旅行命令等) 第4条 旅行は、<u>旅行命令権者</u> <u>発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」）に</u> <u>よって行わなければならない。</u> 2 (略) 3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更を</u>することができ。 4 <u>旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をする</u> <u>には、旅行命令票又は旅行依頼票（以下「旅行命令票等」とい</u> <u>う。）に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知し</u> <u>なければならない。ただし、旅行命令票等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りではない</u>	7 第1項、第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中 <u>交通機関の事故又は天災その他広域連合長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合</u>には、その喪失した旅費額の範囲内で、規則で定める金額を旅費として支給することができる。 (新設) (旅行命令) 第4条 旅行は、<u>任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令</u> <u>よって行わなければならない。</u> 2 (略) 3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令を変更する</u> <u>必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更</u>することができ。 4 <u>旅行命令権者は、旅行命令</u> <u>を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令に、当該旅行に関する</u> <u>事項を記載し、これ</u> <u>を当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更し、若しく</u>

改 正 後	改 正 前
5 前項ただし書の規定により旅行命令票等に記載又は記録を<u>しなかつた</u>場合には、できるだけ速やかに旅行命令票等に同項に定める事項の記載又は記録を<u>しなかなければならない</u>。	は取り消すことができる。この場合において旅行命令権者は、<u>できるだけ速やかに当該旅行命令票を当該旅行者に提示しなければならない</u>。 (新設)
6 旅行命令票等の記載事項及び様式は、規則で定める。 (旅行命令等に従わない旅行)	5 旅行命令票 の記載事項及び様式は、規則で定める。 (旅行命令等に従わない旅行)
第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等 (前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。) に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。	第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等 (前条第3項の規定により変更された 旅行命令 以下本条 において同じ。) に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令 の変更の申請をしなければならぬ。
2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ。	2 旅行者は、前項の規定による旅行命令 の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令 に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令 の変更の申請をしなければならない。
3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。 (旅費の種類)	3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令 の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令 に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令 に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。 (旅費の種類)
第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とする。	第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料 とする。
2 鉄道賃は、鉄道 (鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号) 第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法 (大正 10 年法律第 76	2 鉄道賃は、鉄道

改 正 後	改 正 前
号) 第 1 条 1 項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他の規則で定めるものをいう。以下同じ。) <u>旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u>	<u>旅行について、路程に応じ</u> 旅客運賃等により支給する。
3・4 (略)	3・4 (略)
5 <u>その他交通費は、鉄道、船舶 (海上運送法 (昭和 24 年法律第 187 号) 第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。) 及び航空機以外を利用する移動に要する費用について、実費額又は路程に応じ 1 キロメートル当たりの定額により支給する。</u>	5 <u>車賃</u> は、 <u>陸路 (鉄道を除く。以下同じ。)</u> 旅行 <u>メートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u>
6 <u>宿泊費は、第 18 条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。</u>	6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ 1 日当たりの定額により支給する。</u>
7 <u>包括宿泊費は、第 19 条に規定する合計額により支給する。</u>	7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。</u>
8 <u>宿泊手当は、宿泊した夜数に応じて 1 夜当たりの定額により支給する。</u>	8 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</u>
9 <u>転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。</u>	9 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、当該移転のために当該移転先以外の場所で宿泊を要した場合に、定額により支給する。</u>
1.0 <u>着後滞在費は、第 21 条に規定する額を支給する。</u>	1.0 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</u>
1.1 <u>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。</u>	1.1 <u>第 23 条第 1 項に規定する旅行については、第 1 項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。</u> (新設)
1.2 <u>渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。</u> (旅費の計算)	(旅費の計算)
第 7 条 <u>旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第 14 条から第 19 条まで、第 20 条から第 22 条まで及び第 25 条に規定する種目及び内容に基づき、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行し</u>	第 7 条 <u>旅費は</u> <u>、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行し</u>

改	改	後	前
た場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。	た場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。	<u>第8条 削除</u>	<u>第8条</u> 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。 3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。
<u>第9条 削除</u>	<u>第9条</u> 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から当該地域を出発する日の前日までの起算して滞在日数が30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割に相当する額、滞在日数が60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。	<u>第10条 削除</u>	<u>第10条</u> 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る

改 正 後	改 正 前
<u>第 1 1 条 削除</u> <u>第 1 2 条 削除</u> (旅費の請求手続) 第 1 3 条 旅費 (概算払に係る旅費を含む。) の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものと並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書 (当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 5 項において同じ。) を含む。以下この条において同じ。) に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者 (以下「支出命令者等」という。) に提出しなければならぬ。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その書類を提出しなかつたためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかになされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。	旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。 <u>第 1 1 条 1 日の旅行において、日当又は宿泊料 (扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。) について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料の額による。</u> <u>第 1 2 条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃 (扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。) を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u> (旅費の請求手続) 第 1 3 条 旅費 (概算払に係る旅費を含む。) の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書 に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者 (以下「支出命令者等」という。) に提出しなければならぬ。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかになされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

改 正 後	改 正 前
2—3 (略) 4 支出命令等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が、第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなければ、当該場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出官等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。 7 第1項に規定する必要な添付書類の種類、様式及び記載事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。 第2章 国内旅行の旅費 (鉄道賃) 第14条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) 運賃 (2) 急行料金	2—3 (略) 4 支出命令等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が、第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなければ、当該場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。 (新設) (新設) 5 第1項に規定する必要な添付書類の種類、様式及び記載事項 は、規則で定める。 (鉄道賃) 第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）<u>、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。</u> (1) <u>その乗車に要する運賃</u> (2) <u>急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u>

改 正 後	改 正 前
(3) <u>寝台料金</u> (4) <u>座席指定料金</u> (5) <u>特別車両料金</u> (6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（広域連合長及び副広域連合長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。</u>	(3) <u>特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u> (4) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u> 2 <u>前項第2号に規定する急行料金及び同項第3号に規定する特別車両料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u> (1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のも</u> (2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u> 3 <u>第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u>
(<u>船賃</u>) <u>第15条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) <u>運賃</u> (2) <u>寝台料金</u> (3) <u>座席指定料金</u>	(<u>船賃</u>) <u>第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）</u>、<u>寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。</u> (1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</u> (2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u>

改 正 後	改 正 前
(4) <u>特別船室料金</u> (5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用（船賃）</u> 2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（広域連合長及び副広域連合長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。</u> (航空賃) 第16条 <u>航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。</u> (1) <u>搭乗に要する運賃</u> (2) <u>座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金</u> (3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（広域連合長及び副広域連合長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。</u> (その他の交通費) 第17条 <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第7号まで</u>	(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u> (4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u> (5) <u>第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u> (6) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u> 2 <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級の最上級の運賃による。</u> (航空賃) 第16条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u> (車賃) 第17条 <u>車賃の額は、1キロメートルにつき37円（職員が任命権者の承認を受けて自家用車により旅行する場合には、任命権者の定める額）と</u>

改 正 後	改 正 前
に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。 (1) <u>道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。))を利用する移動に要する運賃</u> (2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。))その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。))を利用する移動に要する運賃</u> (3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡し家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。以下同じ。))の賃料その他の移動に直接要する費用</u> (4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u> (5) <u>家用の自動車(以下「家用車」という。))を使用して移動をした場合の交通費の額は、1キロメートルにつき37円とする。</u> (6) <u>前号の交通費は、全路程を通算する。</u> (7) <u>前号の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u> (削る) (<u>宿泊費</u>)	する。ただし、<u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u> 2 <u>車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u> 3 <u>前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u>
第18条 <u>宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の</u>	(日当) 第18条 <u>日当の額は、別表第1の定額による。</u> (宿泊料) 第19条 <u>宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。</u>

改 正 後	改 正 前
実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。 <u>（包括宿泊費）</u> 第19条 <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第14条から第17条までの規定による費用及び宿泊費基準額の合計額とする。</u> <u>（宿泊手当）</u> 第19条の2 <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てためる費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第1に定める1夜当たりの定額とする。</u> <u>（転居費）</u> 第20条 <u>転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第22条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</u>	2 <u>宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（移転料）</u> 第20条 <u>移転料の額は、次の各号に規定する額による。</u> (1) <u>赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額</u> (2) <u>赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u> (3) <u>赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</u> 2 <u>前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、扶養親族を移</u>

改 正 後	改 正 前
<u>(着後滞在費)</u> <u>第 2 1 条</u> 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。 <u>(家族移転費)</u> <u>第 2 2 条</u> 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。 <u>(1)</u> 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第 14 条から第 17 条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額 <u>(2)</u> 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後に準じて算定した額）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額 <u>2</u> 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。	転した際における移転料の定額を基礎として計算する。 <u>3</u> 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項第 3 号に規定する期間を延長することができる。 <u>(着後手当)</u> <u>第 2 1 条</u> 着後手当の額は、赴任に伴う住所又は居所の移転のために移転先以外の場所で現に宿泊を要した日数分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第 1 の宿泊料定額の 5 夜分の範囲内で赴任に伴う住所又は居所の移転のために移転先以外の場所で現に宿泊を要した夜数分を考慮して任命権者が定める額による。 <u>(扶養親族移転料)</u> <u>第 2 2 条</u> 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。 <u>(1)</u> 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額 <u>ア</u> 12 歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額 <u>イ</u> 12 歳未満 6 歳以上の者については、アに規定する額の 2 分の 1 に相当する額 <u>ウ</u> 6 歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の 3 分の 1 に相当する額。ただし、6 歳未満の者を 3 人以上随伴するときは、2 人を超える者 1 人ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 に相当する金額を加算する。 <u>(2)</u> 前号の規定に該当する場合を除くほか、第 20 条第 1 項第 1 号又は第

改 正	改 正 前
	3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができ額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができ額に相当する額の合計額）を超えることができない。 2 前項第1号アからウまでの規定により鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。 (日額旅費) 第23条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、調査、研修、講習、訓練その他これらに類する目的の旅行及びその職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張の旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認められる場合に支給する。 2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。 (在勤地内旅行の旅費) 第24条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。

(削る)

(削る)

改 正 後	改 正 前
(削る) 第23条 (略) 第24条 (略) (1)―(2) (略) 2 (略) 3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃及びその他交通費とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」	(1) <u>公共交通機関又は自家用車を利用した場合には、その利用に要する費用を旅費以外の経費から支給された場合を除き、旅行命令権者が認める実費相当額（第17条第1項に規定する自家用車により旅行する場合</u> <u>は同条第1項に定める車賃の額）</u> (2) <u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合</u> <u>には、別表第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料</u> <u>（在勤地以外の同一地域内旅行の旅費）</u> 第25条 <u>在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</u> (1) <u>鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第14条、第15条又は第17条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃</u> (2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃</u> 第26条 (略) 第27条 (略) (1)―(2) (略) 2 (略) 3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃及び車賃 とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」

改 正 後	改 正 前
とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。 <u>第 3 章 外国旅行の旅費</u> (外国旅行の旅費) <u>第 2 5 条</u> 外国旅行については、国家公務員の外国旅費（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）<u>第 6 条第 12 項に規定する支度料を除く。</u>）の例に準じて任命権者が定める額を旅費として支給する。 <u>第 4 章 雑則</u> (旅費の支給額の上限) <u>第 2 6 条</u> 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、<u>第 14 条第 1 項各号、第 15 条第 1 項各号、第 16 条第 1 項各号及び第 17 条各号に掲げる各費用について、当該各号及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> <u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）</u>、<u>家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条第 1 項及び第 25 条並びに第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> (旅費の調整) <u>第 2 7 条</u> 任命権者は、旅行者が<u>広域連合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他</u> <u>旅行における特別の事情により又は</u> <u>旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実</u>	とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。 <u>(外国旅行の旅費)</u> <u>第 2 8 条</u> 外国旅行については、国家公務員の外国旅費（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）<u>第 6 条第 12 項に規定する支度料を除く。</u>）の例に準じて任命権者が定める額を旅費として支給する。 <u>(新設)</u> <u>(旅費の調整)</u> <u>第 2 9 条</u> 任命権者は、旅行者が<u>公共の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他</u><u>当該旅行における特別の事情により又は</u><u>当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実</u>

改	正	後	改	正	前
費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。	2 (略)	費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。	2 (略)	費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合において、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。	2 (略)
<u>第28条</u> (略)	<u>第28条</u> (略)	<u>第28条</u> (略)	<u>第30条</u> (略)	<u>第30条</u> (略)	<u>第30条</u> (略)
(旅費の返納)	(旅費の返納)	(旅費の返納)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>第29条</u> 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。	<u>第29条</u> 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。	<u>第29条</u> 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。	(新設)	(新設)	(新設)
<u>3</u> 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。	<u>3</u> 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。	<u>3</u> 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。	(新設)	(新設)	(新設)
(監督)	(監督)	(監督)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>第30条</u> 総務課長は、この条例の適正な執行を確保するため、各課長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。	<u>第30条</u> 総務課長は、この条例の適正な執行を確保するため、各課長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。	<u>第30条</u> 総務課長は、この条例の適正な執行を確保するため、各課長に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。	(新設)	(新設)	(新設)
第31条 (略)	第31条 (略)	第31条 (略)	第31条 (略)	第31条 (略)	第31条 (略)
附則 (略)	附則 (略)	附則 (略)	附則 (略)	附則 (略)	附則 (略)

改 正 後		改 正 前	
別表第 1 (第18条、第19条の2 関係) 宿泊手当及び宿泊費基準額		別表第 1 (第18条、第19条、第21条、第24条関係) 日当及び宿泊料	
宿泊手当 (1泊につき)	宿泊費基準額 (1泊につき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1泊につき)
県 外	県 外	県 外	県 内
2, 200 円	12, 000 円	2, 200 円	10, 900 円
(削る)		別表第 2 (第20条関係) 移転料	
		鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満
		93, 000円	107, 000円
		107, 000円	132, 000円
		132, 000円	163, 000円
		備考	
		路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもって	
		鉄道 1 キロメートルとみなす。	

議案第 7 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 52 条から第 54 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(茨城県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（令和 2 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（提案理由）

「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和4年法律第68号）の公布に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、関連する条例の一部改正を行うため、この条例案を提出するものである。

新 旧 対 照 表

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第６号）（第１条関係）

改 正 後	改 正 前
第１条―第５１条（略） 第６章 罰則 第５２条 職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の<u>拘禁刑</u>又は 100 万円以下の罰金に処する。 第５３条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報 を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。 第５４条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。 第５５条 （以下略）	第１条―第５１条（略） 第６章 罰則 第５２条 職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の<u>懲役</u> 又は 100 万円以下の罰金に処する。 第５３条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報 を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の<u>懲役</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。 第５４条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の<u>懲役</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。 第５５条 （以下略）

新 旧 対 照 表

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（令和２年条例第３号）（第２条関係）

改 正	後	改 正	前
第 1 条—第 5 条 （略） （失職の例外）	第 1 条—第 5 条 （略） （失職の例外）	第 1 条—第 5 条 （略） （失職の例外）	第 1 条—第 5 条 （略） （失職の例外）
第 6 条 任命権者は、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予され た職員のうち、その刑に係る罪を公務遂行中の過失又は通勤途上の交通事 故により犯した者については、情状により特に必要と認めるときは、その 職を失わないものとすることができる。	第 6 条 任命権者は、 <u>禁固</u> 以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予され た職員のうち、その刑に係る罪を公務遂行中の過失又は通勤途上の交通事 故により犯した者については、情状により特に必要と認めるときは、その 職を失わないものとするができる。	第 6 条 任命権者は、 <u>禁固</u> 以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予され た職員のうち、その刑に係る罪を公務遂行中の過失又は通勤途上の交通事 故により犯した者については、情状により特に必要と認めるときは、その 職を失わないものとするができる。	第 6 条 任命権者は、 <u>禁固</u> 以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予され た職員のうち、その刑に係る罪を公務遂行中の過失又は通勤途上の交通事 故により犯した者については、情状により特に必要と認めるときは、その 職を失わないものとするができる。
2 （略）	2 （略）	2 （略）	2 （略）
第 7 条 （以下略）	第 7 条 （以下略）	第 7 条 （以下略）	第 7 条 （以下略）

議案第 8 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第22号）の一部を以下のとおり改正する。

第14条第1項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同条同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

第17条第1項中「6か月」の次に「(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行し、改正後の第17条の規定は、令和6年12月2日から適用する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第14条の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第3条 この条例による改正後の第17条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正及び国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱い通知に伴い、当該改正箇所等を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

新 旧 対 照 表

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（令和 19 年条例第 22 号）

改 正 後	改 正 前
目次（略） 第 1 条—第 1 3 条（略） 第 1 4 条（略） (1)（略） (2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項第 1 号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に <u>30 万 5 千円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の 5 を乗じて得た額 (3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前 2 号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した 地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項第 1 号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が 2 以上	目次（略） 第 1 条—第 1 3 条（略） 第 1 4 条（略） (1)（略） (2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項第 1 号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める 金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に <u>29 万 5 千円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の 5 を乗じて得た額 (3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前 2 号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した 地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項第 1 号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が 2 以上

改 正 後	改 正 前
の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>56万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額 2 (略) 第15条・第16条 (略) (徴収猶予) 第17条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月(ただし、<u>急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年</u>)以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。 (1)一(5) (略) 2・3 (略) 第18条 (以下略)	の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>54万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額 2 (略) 第15条・第16条 (略) (徴収猶予) 第17条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月 以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。 (1)一(5) (略) 2・3 (略) 第18条 (以下略)

議案第9号

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の事務委託に関する規約の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年2月21日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の事務委託に関する規約（平成19年告示第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県後期高齢者医療広域連合と茨城県市町村総合事務組合との間の事務委託に関する規約

第1条中「非常勤職員の公務上又は通勤による災害に対する補償に関する」を「以下に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 常勤の職員（任期付職員を含む。）及び会計年度任用職員に対する退職手当の支給

(2) 非常勤職員の公務上又は通勤による災害に対する補償

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

令和 7 年第 1 回定例会に「茨城県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（案）」が上程されることに伴い、必要となる事務委託を追加するためこの改正案を提出するものである。

合わせて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第2項の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から、茨城県後期高齢者医療広域連合と茨城県市町村総合事務組合との間の事務委託に関する規約を改正することについて協議するため、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

新 旧 対 照 表

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の事務委託に関する規約

(平成 19 年告示第 31 号)

改 正 後	改 正 前
<u>茨城県後期高齢者医療広域連合と茨城県市町村総合事務組合との間の事務委託に関する規約</u> (事務委託の範囲) 第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、<u>以下に掲げる</u> 事務（以下「委託事務」という。）の管理執行を茨城県市町村総合事務組合（以下「乙」という。）に委託する。 (1) <u>常勤の職員（任期付職員を含む。）及び会計年度任用職員に対する退職手当の支給</u> (2) <u>非常勤職員の公務上又は通勤による災害に対する補償</u> 第 2 条 （以下略）	<u>茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の事務委託に関する規約</u> (事務委託の範囲) 第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、<u>非常勤職員の公務上又は通勤による災害に対する補償に関する事務</u>（以下「委託事務」という。）の管理執行を茨城県市町村総合事務組合（以下「乙」という。）に委託する。 _____ _____ 第 2 条 （以下略）

議案第 10 号

令和 7 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 7 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,315,616 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,310,842
	1 負担金	1,310,842
2 財産収入		39
	1 財産運用収入	39
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
5 諸収入		2,734
	1 預金利子	21
	2 雑入	2,713
歳入合計		1,315,616

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		3,253
	1 議会費	3,253
2 総務費		442,084
	1 総務管理費	441,822
	2 選挙費	88
	3 監査委員費	174
3 民生費		868,278
	1 社会福祉費	868,278
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		1,315,616

一般会計

議案第 11 号

令和 7 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 399,350,396 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 町 村 負 担 金		7 8, 8 5 6, 2 4 6
	1 市 町 村 負 担 金	7 8, 8 5 6, 2 4 6
2 国 庫 支 出 金		1 2 7, 0 9 6, 6 4 7
	1 国 庫 負 担 金	9 6, 2 4 9, 2 5 2
	2 国 庫 補 助 金	3 0, 8 4 7, 3 9 5
3 県 支 出 金		3 3, 8 8 1, 5 5 5
	1 県 負 担 金	3 3, 8 8 1, 5 5 4
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
4 支 払 基 金 交 付 金		1 5 6, 1 1 3, 2 0 9
	1 支 払 基 金 交 付 金	1 5 6, 1 1 3, 2 0 9
5 特別高額医療費共同事業交付金		2 8 4, 0 8 6
	1 特別高額医療費共同事業交付金	2 8 4, 0 8 6
6 財 産 収 入		7, 8 8 5
	1 財 産 運 用 収 入	7, 8 8 5
7 繰 入 金		2, 5 5 3, 9 8 4
	1 一 般 会 計 繰 入 金	8 6 8, 2 7 8
	2 基 金 繰 入 金	1, 6 8 5, 7 0 6
8 繰 越 金		7
	1 繰 越 金	7
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		5 5 6, 7 7 6
	1 延滞金、加算金及び過料	4
	2 預 金 利 子	2 3, 2 8 9
	3 雑 入	5 3 3, 4 8 3
歳 入 合 計		3 9 9, 3 5 0, 3 9 6

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1, 0 5 1, 3 4 2
	1 総 務 管 理 費	1, 0 5 0, 0 9 1
	2 賦 課 徴 収 費	1, 2 5 1
2 保 険 給 付 費		3 9 6, 0 2 1, 3 1 4
	1 療 養 諸 費	3 6 6, 4 0 5, 5 7 3
	2 高 額 療 養 諸 費	2 8, 0 2 2, 4 4 0
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1, 5 9 3, 3 0 1
3 県財政安定化基金拠出金		1
	1 県財政安定化基金拠出金	1
4 特別高額医療費共同事業拠出金		2 8 4, 2 8 9
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	2 8 4, 2 8 9
5 支 払 基 金 拠 出 金		3 0 9, 7 0 3
	1 支 払 基 金 拠 出 金	3 0 9, 7 0 3
6 保 健 事 業 費		1, 5 8 7, 8 3 1
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	1, 5 8 7, 8 3 1
7 基 金 積 立 金		7, 8 9 1
	1 基 金 積 立 金	7, 8 9 1
8 公 債 費		3, 3 5 8
	1 県財政安定化基金償還金	1
	2 公 債 費	3, 3 5 7
9 諸 支 出 金		7 9, 6 6 7
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7 9, 6 6 7
10 予 備 費		5, 0 0 0
	1 予 備 費	5, 0 0 0
歳 出 合 計		3 9 9, 3 5 0, 3 9 6

議案第 12 号

令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 72,437 千円を削減し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,130,104 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		1, 193, 210	△72, 266	1, 120, 944
	1 負 担 金	1, 193, 210	△72, 266	1, 120, 944
2 財 産 収 入		1	24	25
	1 財 産 運 用 収 入	1	24	25
5 諸 収 入		2, 819	△195	2, 624
	1 預 金 利 子	2	28	30
	2 雑 入	2, 817	△223	2, 594
歳 入 合 計		1, 202, 541	△72, 437	1, 130, 104

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		2, 858	△355	2, 503
	1 議 会 費	2, 858	△355	2, 503
2 総 務 費		357, 027	13, 615	370, 642
	1 総 務 管 理 費	356, 776	13, 615	370, 391
3 民 生 費		840, 655	△85, 697	754, 958
	1 社 会 福 祉 費	840, 655	△85, 697	754, 958
歳 出 合 計		1, 202, 541	△72, 437	1, 130, 104

議案第 13 号

令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5,642,593 千円を削減し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 398,193,472 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 町 村 負 担 金		78,644,676	△3,135,472	75,509,204
	1 市 町 村 負 担 金	78,644,676	△3,135,472	75,509,204
2 国 庫 支 出 金		124,566,204	327,336	124,893,540
	1 国 庫 負 担 金	95,017,205	△1,481,343	93,535,862
	2 国 庫 補 助 金	29,548,999	1,808,679	31,357,678
3 県 支 出 金		33,277,922	△493,781	32,784,141
	1 県 負 担 金	33,277,921	△493,781	32,784,140
4 支 払 基 金 交 付 金		154,192,927	309,702	154,502,629
	1 支 払 基 金 交 付 金	154,192,927	309,702	154,502,629
5 特別高額医療費共同事業 交 付 金		242,459	△11,325	231,134
	1 特別高額医療費共同事業 交 付 金	242,459	△11,325	231,134
6 財 産 収 入		130	4,668	4,798
	1 財 産 運 用 収 入	130	4,668	4,798
7 繰 入 金		3,422,154	△2,667,196	754,958
	1 一 般 会 計 繰 入 金	840,655	△85,697	754,958
	2 基 金 繰 入 金	2,581,499	△2,581,499	0
10 諸 収 入		603,817	23,475	627,292
	1 延滞金、加算金及び過料	4	588	592
	2 預 金 利 子	3,932	19,287	23,219
	3 雑 入	599,881	3,600	603,481
歳 入 合 計		403,836,065	△5,642,593	398,193,472

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		1,013,326	△101,015	912,311
	1 総 務 管 理 費	1,011,984	△100,976	911,008
	2 賦 課 徴 収 費	1,342	△39	1,303
2 保 険 給 付 費		391,605,947	△5,647,974	385,957,973
	1 療 養 諸 費	365,969,854	△5,647,974	360,321,880
	2 高 額 療 養 諸 費	24,116,125	0	24,116,125
4 特別高額医療費共同事業 拠 出 金		242,660	△2,290	240,370
	1 特別高額医療費共同事業 拠 出 金	242,660	△2,290	240,370
5 支 払 基 金 拠 出 金		0	309,703	309,703
	1 支 払 基 金 拠 出 金	0	309,703	309,703
6 保 健 事 業 費		1,553,986	△205,177	1,348,809
	1 健康保持増進事業費	1,553,986	△205,177	1,348,809
7 基 金 積 立 金		2,809,131	4,668	2,813,799
	1 基 金 積 立 金	2,809,131	4,668	2,813,799
8 公 債 費		980	2,378	3,358
	2 公 債 費	979	2,378	3,357
9 諸 支 出 金		6,605,035	△2,886	6,602,149
	1 償還金及び還付加算金	6,605,035	△2,886	6,602,149
歳 出 合 計		403,836,065	△5,642,593	398,193,472

議案第 14 号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

(提案理由)

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

愛知県名古屋市

個人

2 事件の要旨

- (1) 令和元年11月16日に、茨城県後期高齢者医療の被保険者（以下「被害者」という。）が運転する普通乗用自動車が進んでいたところ、相手方の運転する大型貨物自動車がUターンをしたことにより衝突し受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 58 条第 1 項の規定により、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金 5,560,690 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日から完済の日まで年 3 分の割合で遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第 15 号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

(提案理由)

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

千葉県銚子市

個人

2 事件の要旨

- (1) 令和2年5月14日に、茨城県後期高齢者医療の被保険者（以下「被害者」という。）が青信号で横断歩道を歩行していたところ、相手方の運転する車両が右折しようとしたことにより衝突し受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条第1項の規定により、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金9,865,770円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日から完済の日まで年3分の割合で遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第 16 号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

(提案理由)

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

茨城県水戸市

個人

2 事件の要旨

- (1) 令和3年8月27日に、茨城県後期高齢者医療の被保険者（以下「被害者」という。）が交差点を歩いて横断していたところ、相手方の運転する車両と衝突し受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条第1項の規定により、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金1,481,228円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日から完済の日まで年3分の割合で遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第 17 号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

(提案理由)

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

茨城県結城郡八千代町

個人

2 事件の要旨

- (1) 令和2年2月3日に、茨城県後期高齢者医療の被保険者（以下「被害者」という。）が歩いて道路を横断していたところ、直進してきた相手方の運転する車両と衝突し受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条第1項の規定により、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金43,817,310円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日から完済の日まで年3分の割合で遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第 18 号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 36 第 2 項の規定に基づき、包括外部監査契約を次のように締結するものとする。

令和 7 年 2 月 21 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

記

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告 |
| 2 | 契約金額 | 13,200,000 円を上限とする額 |
| 3 | 契約の相手方 | 氏名 大道 良幸
資格 公認会計士 |
| 4 | 契約の期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |

（提案理由）

広域連合の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者との包括外部監査契約を締結し、行政活動における財務執行上の適正性を検証することにより、適正な行財政運営に資するものである。

包括外部監査契約を締結するに当たっては、地方自治法第 252 条の 36 第 2 項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるので、これを提案する。

議員提出議案第 1 号

高額療養費制度の自己負担限度額引き上げ撤回を求める意見書

上記の意見書議案を茨城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第14条の規定に基づき別紙のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 13 日

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 大 津 亮 一 様

提出者

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議 員 高 野 衛

賛成者

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議 員 菊 地 昇 悦

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議 員 遠 藤 憲 子

高額療養費制度の自己負担限度額引き上げ撤回を求める意見書

厚生労働省は、高額療養費制度の自己負担限度額を全ての所得階層で引き上げようとしています。しかも、上限は3年にわたって段階的に引き上げる内容です。高額療養費制度は、大きな手術などで高額な医療費がかかった場合、所得に応じて一定の上限を定める制度で世代を問わず全ての国民に関わる公的医療保険制度です。この自己負担限度額が引き上がれば、高額の医療費によって治療を断念せざるを得ない、命と健康に直結するものです。

現在のがん治療においては、長期にわたって継続して治療を受けることを前提とした治療や治療薬が増えており、これらの治療を受けている或いは治療薬を投与されている患者は毎月、一定の治療費を払い続けています。70歳未満の現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながらぎりぎりの範囲で医療費を毎月支払い続けている患者もあり、高額療養費制度における負担上限額引き上げは、高額療養費制度の負担上限まで支払っている患者、特に「長期にわたって継続して治療を受けている患者とその家族」にとっては、生活が成り立たなくなることが危惧されます。

いずれは誰もが高齢者となり、また世代を問わず高額な医療を受けなければならない可能性があります。必要なのは、国の責任において、財源を確保して持続可能な社会保障制度を充実させることです。

よって、国に置かれては、高額療養費制度の自己負担限度額の引き上げを行わないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年2月 日

衆議院議長	額賀 福志郎	
参議院議長	関口 昌一	
内閣総理大臣	石破 茂	あて（各通）
厚生労働大臣	福岡 資麿	

茨城県後期高齢者医療広域連合議会
議長 大津 亮 一